

# 須賀川市の福祉

～令和5年度～



須賀川市市民福祉部  
(須賀川市福祉事務所)





昭和 29 年 6 月 10 日制定

## 須賀川市章

須賀川市の「す」の字を  
図案化し、末広がり  
の市勢発展を表しています。

## 須賀川市歌

作詞 菅野 睦郎  
補作 勝 承夫  
作曲 平井康三郎

一

山はさみどり 宇津峰の  
空にかがやく 平和の光  
みのりゆたかに 産業興る  
希望の都 意気の町  
幸あれ永久に 須賀川市

二

春は愛宕に 花を賞で  
秋は乙字に 紅葉をうたう  
牡丹花咲き 松明もゆる  
歴史の都 詩の町  
讃えよ永久に 須賀川市

三

清き釈迦堂 阿武隈の  
水もむつみて 集まるどころ  
息吹新たに 躍進誓う  
文化の都 自治の町  
栄えよ永久に 須賀川市

# 目 次

須賀川市の沿革と概要	1
須賀川市の福祉事務所	2
市民福祉部（福祉事務所）機構図	3
令和5年度須賀川市一般会計歳入歳出予算構成表	4

## I 社会福祉

1 民生・児童委員	5
2 戦傷病者及び戦没者遺族の援護	7
3 戦没者追悼式	7
4 災害弔慰金等の支給状況	7
5 災害見舞金事業	8
6 社会福祉法人指導監査等事業	10
7 日本赤十字社（社員増強運動）	11
8 社会福祉協議会との連携	12
9 重層的支援体制整備事業	13
10 成年後見支援センター	14

### II-1 障がい者福祉

1 概 要	15
2 障がい者の状況	15
3 相談・指導	16
4 各種手当	16
5 医 療	17
6 共済制度	18
7 在宅福祉	18
8 自立支援・社会参加促進	20

### II-2 心身障がい児福祉

1 心身障がい児数（療育手帳・身体障害者手帳交付児童）	27
2 施設入所児童数	27
3 障がい児支援事業	27
4 心身障がい児通園施設	29
5 各種手当	30

## III 低所得者福祉

1 生活保護	31
2 生活困窮者の自立支援	32

## IV 児童福祉

1 概要	33
2 保育対策	33
3 家庭児童相談室・児童虐待防止相談室	36
4 要保護対策	36
5 児童手当等	37
6 児童の健全育成	38
7 母子福祉・ひとり親家庭への対策	40
8 こども医療費の助成	41

## V 高齢者福祉

1 概要	42
2 高齢者人口の推移	42
3 在宅福祉事業	42
4 生きがい対策	47
5 介護予防・生活支援	48
6 敬老事業	49
7 施設福祉	50
8 老人ホーム	52
9 高齢化対策	52

## VI 介護保険

1 概要	53
2 要介護認定の状況	54
3 介護サービス利用状況	54
4 保険給付状況	55
5 保険料状況	55
6 高齢者を地域全体で支えるための体制整備	55
7 介護予防の取組	57

## VII 後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療被保険者の状況	59
2 令和4年度後期高齢者医療給付額の状況	59
3 後期高齢者医療の年度別財政状況	60

## VIII 須賀川市内の福祉施設

1 児童福祉法に基づく施設等	62
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所等	64
3 老人福祉法等に基づく事業所	67

# 須賀川市の沿革と概要

## 1 須賀川市の沿革

須賀川市は、福島県のほぼ中央に位置し、国道4号を挟んで東西に伸び、市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地に広がっています。西に那須連峰、東に阿武隈高地の山並みを望み、市内中心部を阿武隈川と釈迦堂川がゆったりと流れる、自然環境に恵まれたまちです。

その歴史は古く、旧石器時代の乙字ヶ滝遺跡をはじめ、奈良・平安時代を代表する国指定史跡の上人壇麿寺跡など、古代からこの地が、東北地方の要衝として栄えていたことが分かります。

鎌倉時代以降は、二階堂氏の城下町として栄えましたが、天正年間、伊達政宗に攻められ、須賀川城は落城してしまいました。毎年、11月の第2土曜日に行われる日本三大火祭りのひとつ「松明あかし」は、このときの二階堂家の霊を弔うために行われてきた伝統行事です。

江戸時代、白河領となってからは、奥州街道屈指の宿場町として栄え、独自の町人文化も花開きました。俳諧も盛んであったため、松尾芭蕉は「奥の細道」の旅で須賀川宿に8日間も滞在しています。

明治元年、須賀川は戊辰戦争で大きな打撃を受けましたが、須賀川人の気風によって、明治の近代化に尽くし、新たな時代を築いていきました。明治9年に本町、中町、北町、道場町が合併し、須賀川村となり、同22年の町村制実施により森宿村の一部を合併して須賀川町となりました。

また、昭和29年3月、須賀川町と隣接する浜田村、西袋村、稲田村、小塩江村の4か村が合併し市制を施行、翌30年3月には仁井田村、昭和42年2月には大東村が合併、さらに平成17年4月に長沼町、岩瀬村との合併により、現在の須賀川市となりました。

昭和48年11月には東北縦貫自動車道須賀川ICが開通し、また平成5年3月には本市東部に位置する福島空港が開港し、福島県内で高速交通条件に恵まれた地域となっています。

平成23年3月11日の東日本大震災では、須賀川市は甚大な被害を受け、また、令和元年10月12日に発生した台風第19号災害においても、多数の住家が床上・床下浸水等の甚大な被害を受けました。さらに、令和3年2月13日及び令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震でも多くの住家が被害を受けました。本市は、これら災害から着実に立ち上がり、地域のすべての住民が一人ひとりの暮らしや生きがいをともに創っていく地域共生社会を築いてまいります。

## 2 須賀川市の概要

市制施行	昭和29年3月31日
位 置	東経140° 22' 北緯37° 17'
面 積	279.43 km <sup>2</sup>
距 離	東西37.9 km 南北16.5 km

## 人口と世帯数の推移

(現住人口 各年 4 月 1 日現在)

内 訳	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人 口	75,853 人	75,493 人	74,891 人	73,964 人	73,318 人
世 帯 数	27,259 世帯	27,537 世帯	27,824 世帯	27,411 世帯	27,721 世帯

# 須賀川市の福祉事務所

## 1 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法・児童福祉法・母子及び父子並びに寡婦福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の福祉六法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行う、社会福祉全般の窓口となっています。都道府県及び市（特別区を含む）は設置が義務付けられています。

## 2 須賀川市福祉事務所の沿革

昭和 26 年社会福祉事業法が制定され、県内 16 か所に県が設置する福祉事務所と 5 市（福島市、郡山市、会津若松市、平市、白河市）に福祉事務所が誕生しました。

当管内は県岩瀬福祉事務所と県石川福祉事務所に管轄されていましたが、昭和 29 年に須賀川町、浜田村、西袋村、稲田村、小塩江村の 1 町 4 か村の合併により市制が施行され、須賀川市福祉事務所が設置されました。

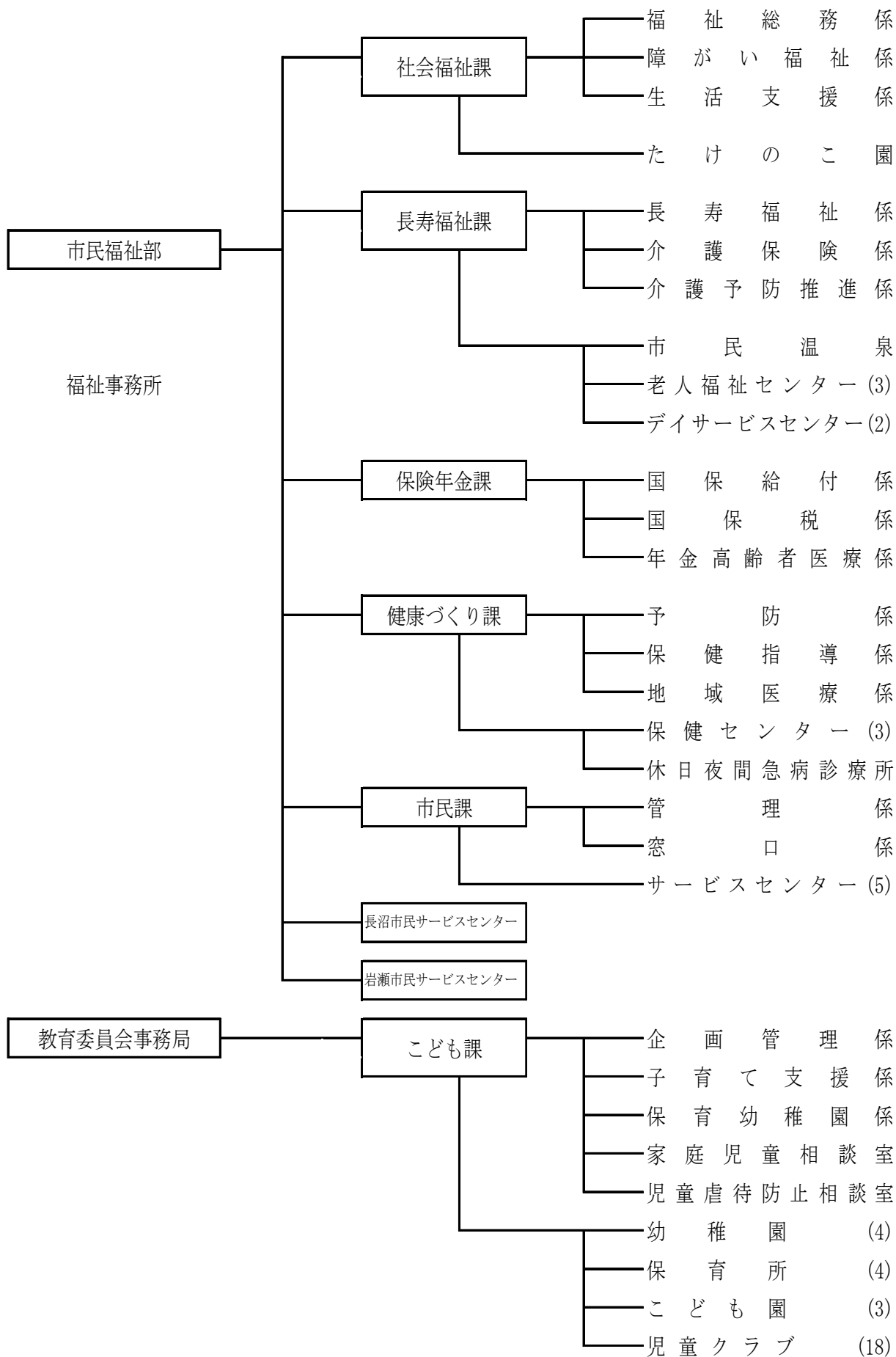
その後、昭和 30 年に仁井田村、昭和 42 年には大東村と合併し、さらに平成 17 年 4 月 1 日には、長沼町、岩瀬村との合併に伴い所管する地域が拡大して今日に至っています。

## 3 市民福祉部の設置

急速に進む高齢化社会への対応や社会福祉の充実強化を図るため、福祉事務所、総合福祉施設管理事務所及び保健センターなど、福祉、保健、医療部門を統合し、平成 8 年 4 月 1 日に保健福祉部を新設し、平成 22 年 4 月 1 日には保健福祉部を健康福祉部と改め、こども課を新設しました。さらに、平成 28 年 4 月 1 日の機構改革に伴い、保険年金課を新設し、こども課を教育委員会事務局の所管に変更しました。令和 2 年 4 月には健康福祉部を市民福祉部へ改めました。

なお、福祉事務所長は、市民福祉部長が担うこととしています。

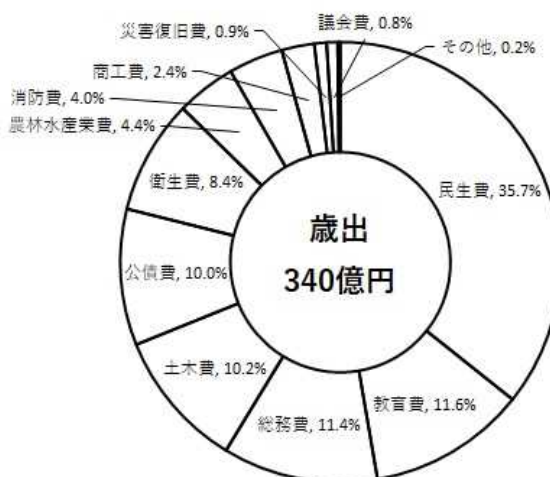
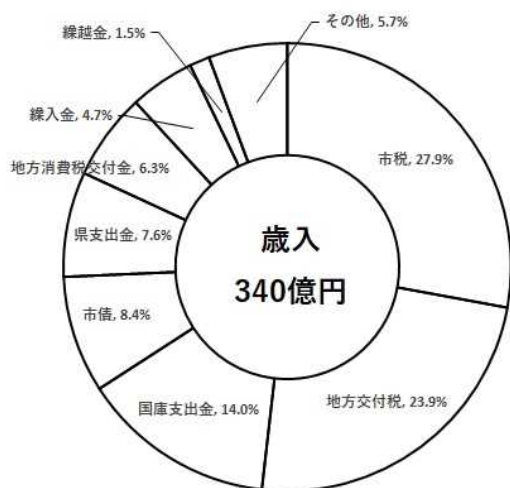
# 市民福祉部（福祉事務所）機構図 令和5年4月1日現在



◆令和5年度須賀川市一般会計歳入歳出予算構成表

(単位:千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	予算額	構成比	科 目	予算額	構成比
1 市 税	9,484,902	27.9	1 議 会 費	285,446	0.8
2 地 方 譲 与 税	494,465	1.5	2 総 務 費	3,868,781	11.4
3 利 子 割 交 付 金	10,000	0.0	3 民 生 費	12,126,909	35.7
4 配 当 割 交 付 金	42,000	0.1	4 衛 生 費	2,860,402	8.4
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	19,000	0.1	5 労 働 費	38,037	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	156,000	0.5	6 農 林 水 産 業 費	1,483,229	4.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,131,000	6.3	7 商 工 費	815,083	2.4
8 ゴルフ場利用税交付金	36,000	0.1	8 土 木 費	3,461,707	10.2
9 環 境 性 能 割 交 付 金	32,000	0.1	9 消 防 費	1,359,936	4.0
10 地 方 特 例 交 付 金	99,000	0.3	10 教 育 費	3,966,466	11.6
11 地 方 交 付 税	8,134,071	23.9	11 災 害 復 旧 費	293,866	0.9
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,000	0.0	12 公 債 費	3,390,137	10.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	135,026	0.4	13 諸 支 出 金	1	0.0
14 使 用 料 及 び 手 数 料	313,396	0.9	14 予 備 費	50,000	0.1
15 国 庫 支 出 金	4,774,867	14.0			
16 県 支 出 金	2,579,629	7.6			
17 財 産 収 入	37,892	0.1			
18 寄 附 金	81,751	0.2			
19 繰 入 金	1,598,265	4.7			
20 繰 越 金	500,000	1.5			
21 諸 収 入	461,836	1.4			
22 市 債	2,868,900	8.4			
<b>歳入合計</b>	<b>34,000,000</b>	<b>100.0</b>	<b>歳出合計</b>	<b>34,000,000</b>	<b>100.0</b>





## 民生費予算の年次別推移

(単位：千円)

年度 区分	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般会計総額	43,620,000	42,410,000	34,670,000	31,700,000	34,000,000
民生費	10,962,821	11,187,364	11,349,394	11,582,343	12,126,909
割合	25.1%	26.4%	32.7%	36.5%	35.7

## I 社会福祉



### 1 民生・児童委員

民生・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱をうけ、地域住民の福祉増進のため、高齢者、障がい者、子育て世帯の訪問や見守り、住民の立場に立った相談への対応を行うなど自主的な活動を行い、関係行政機関への「つなぎ役」として、活動しています。

また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員が各方部で子育ての支援や児童育成活動をしています。

#### (1) 民生児童委員協議会方部別定数

(単位：人)

須賀川市民生児童委員協議会	民生・児童委員数	主任児童委員数	地区
第一方部	35	2	須賀川
第二方部	6	2	浜田
第三方部	7	2	稲田
第四方部	25	2	西袋
第五方部	10	2	小塩江
第六方部	12	2	仁井田
第七方部	14	2	大東
第八方部	18	2	長沼
第九方部	15	2	岩瀬
計	142	18	

任期：令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日

(2) 民生・児童委員活動状況 (令和4年度分民生・児童委員活動報告より)

(単位：件、回、日)

区分	項目	民生・児童委員	主任児童委員	合計	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	130	0	130
		介護保険	81	0	81
		健康・保健医療	57	4	61
		子育て・母子保健	8	17	25
		子どもの地域生活	13	0	13
		子どもの教育・学校生活	15	31	46
		生活費	60	1	61
		年金・保険	6	1	7
		仕事	34	1	35
		家族関係	47	2	49
		住居	13	0	13
		生活環境	117	0	117
		日常的な支援	415	0	415
		その他	818	1	819
		合計	1,814	58	1,872
	分野別	高齢者に関すること	1,206	0	1,206
		障がい者に関すること	90	0	90
		子どもに関すること	36	41	77
その他		482	17	499	
合計		1,814	58	1,872	
その他の活動件数	調査・実態把握	957	12	969	
	行事・事業・会議への参加・協力	1,491	111	1,602	
	地域福祉活動・自主活動	1,080	52	1,132	
	民児協運営・研修	903	204	1,107	
	証明事務	357	6	363	
	要保護児童の発見の通告・仲介	23	0	23	
訪問回数	訪問・連絡活動	7,809	69	7,878	
	その他	3,480	25	3,505	
連絡調整回数	委員相互	926	200	1,126	
	その他の関係機関	914	155	1,069	
	活動日数	6,612	566	7,178	

## 2 戦傷病者及び戦没者遺族の援護

戦没者等の遺族に対して支給する特別給付金、特別弔慰金の受付事務を行っています。

## 3 戦没者追悼式

戦没者の霊を慰めるため、毎年追悼式を行っています。

令和4年度は、10月20日（木）に市民交流センターにて新型コロナウイルス感染対策のため、規模を縮小し実施しました。

○戦没者遺族

（令和4年度）

	戦没者遺族数	戦没者数
須賀川市	871人	1,720柱

## 4 災害弔慰金等の支給状況

自然災害により被災した方に対し、生活の安定を図るため、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行っています。（災害救助法適用の場合）

- (1) 弔慰金 生計を主として維持していた場合 500万円  
その他の場合 250万円

【東日本大震災弔慰金】  
（令和4年度末現在）

区分	人数	金額
生計維持者	2人	10,000,000円
その他	9人	22,500,000円

【台風第19号弔慰金】  
（令和4年度末現在）

区分	人数	金額
生計維持者	0人	0円
その他	1人	2,500,000円

- (2) 災害障害見舞金 125万円～250万円

- (3) 災害援護資金貸付金 150万円～350万円（被災の状況による）

○災害援護資金貸付状況（東日本大震災）

年度	区分	件数	貸付額
平成23年度		159件	321,720,000円
平成24年度		93件	219,020,000円
平成25年度		28件	66,140,000円
平成26年度		9件	25,768,000円
平成27年度		5件	12,601,000円

年度 \ 区分	件数	貸付額
平成28年度	1件	3,500,000円
平成29年度	2件	2,500,000円
平成30年度	1件	1,500,000円
令和元年度	1件	2,100,000円

○災害援護資金貸付状況（令和元年台風第19号災害）

年度 \ 区分	件数	貸付額
令和元年度	8件	14,700,000円

## 5 災害見舞金事業

自然災害及び火災により被害を受けた方に対して、自立助長と援護を図るため、災害見舞金又は弔慰金を支給しています。

- ア 災害見舞金 全焼・全壊・流出・埋没 10万円  
半焼・半壊・大規模半壊 5万円
- イ 弔慰金 20歳以上の方 10万円  
20歳未満の方 5万円（4-（1）の弔慰金支給の場合は適用除外）

ウ 支給状況

### （1）火災

（単位：件、円）

年度 \ 区分	災害見舞金						合計	
	全焼		半焼		弔慰金		件数 金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
令和4年度	3	300,000	0	0	1	100,000	4	400,000

### （2）令和元年台風第19号災害

令和元年10月12日に発生した令和元年台風第19号災害により被災した世帯に対し、自立助長と援護を図るため、災害見舞金等を支給しています。

○災害見舞金支給状況

(単位：件、円)

区分 年度	災害見舞金				合計	
	全壊および半壊解体		大規模半壊および半壊		世帯数 (延べ)	金額
	世帯数 (延べ)	金額	世帯数 (延べ)	金額		
令和元年度	220	22,000,000	800	40,000,000	1,020	62,000,000
令和2年度	79	4,050,000	21	1,050,000	100	5,100,000
令和3年度	15	750,000	0	0	15	750,000
令和4年度	0	0	0	0	0	0

**(3) 令和3年福島県沖を震源とする地震の見舞金**

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した世帯に対し、自立助長と援護を図るため、災害見舞金等を支給しています。

○災害見舞金支給状況

(単位：件、円)

区分 年度	災害見舞金				合計	
	全壊		大規模半壊・ 中規模半壊・半壊		世帯数	金額
	世帯数	金額	世帯数	金額		
令和3年度	5	500,000	140	7,000,000	145	7,500,000
令和4年度	1	100,000	5	250,000	6	350,000

《令和4年度支給状況内訳》

(単位：円)

区分	世帯数	支給単価	金額
全壊	1件	100,000	100,000
大規模半壊	0件	50,000	0
中規模半壊	1件	50,000	50,000
半壊	4件	50,000	200,000
計	6件		350,000

#### (4) 令和4年福島県沖を震源とする地震の見舞金

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した世帯に対し、自立助長と援護を図るため、災害見舞金等を支給しています。

○災害見舞金支給状況

(単位：件、円)

区分 年度	災害見舞金	
	半壊	
	世帯数	金額
令和4年度	11	550,000

## 6 社会福祉法人指導監査等事業

平成25年4月1日から、社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人の認可や監査等に関する事務が福島県から須賀川市に権限移譲されました。

### (1) 市が所轄する社会福祉法人

社会福祉法人名	設立年	所在地	電話
須賀川市社会福祉協議会	昭和27年5月	〒962-0831 八幡町135番地	88-8211
三愛福社会	昭和58年5月	〒962-0059 吉美根字土橋121番地	75-3378
プラナの森	平成14年9月	〒962-0001 森宿字狐石122番地1	94-6400
愛親福社会	平成16年9月	〒962-0403 滑川字関ノ上26番地4	63-2616
いわせ長寿会	平成19年11月	〒962-0311 矢沢字明池158番地	65-2448
和	平成20年10月	〒962-0403 滑川字東町139番地1	94-8656
福寿会	平成29年3月	〒962-0203 長沼字北延命寺3番地2	94-2963
ふたばの森	令和2年12月	〒962-0055 新町169番地	76-0606

## (2) 監査実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
監査実施法人数		3法人	3法人	3法人
指導件数		8件	5件	11件
内 訳	運営管理関係 (法人運営)	7件	4件	8件
	資産管理関係 (事業)	0件	0件	0件
	会計経理関係 (管理)	1件	1件	3件

《令和4年度監査実施状況》

監査実施期間 令和5年2月16日～令和5年2月28日

監査実施法人数 3法人

## 7 日本赤十字社（社員増強運動）

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいて設置された特殊法人の民間団体です。赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神に基づき、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的としています。

日本赤十字社法には、「日本赤十字社は、社員をもって組織する。」と定められており、赤十字の目的や事業を理解し、資金協力により赤十字を支えてくれる社員によって組織されています。

(1) 運動期間 令和5年5月1日～5月31日（社員募集通年）

(2) 須賀川市地区社資 令和5年度目標額 8,917,000円

(3) 須賀川市地区社資収納実績額

(単位：円)

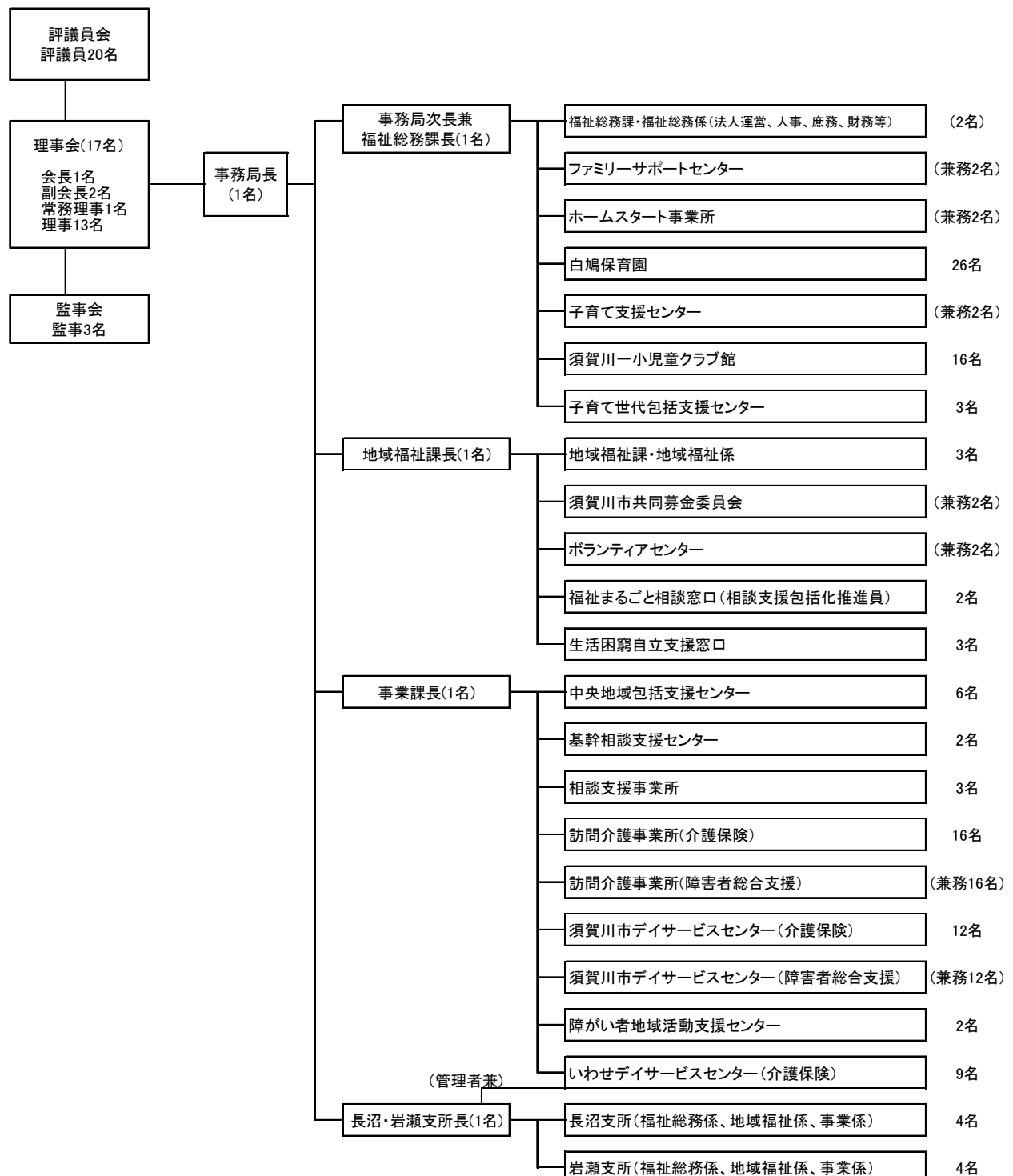
年 度	目 標 額	実 績 額	達成率
令和2年度	8,917,000	8,710,150	97.7%
令和3年度	8,917,000	7,698,270	86.3%
令和4年度	8,917,000	7,621,590	85.5%

## 8 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、民間的立場から住民を主体に、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②住民の社会福祉活動への援助、③社会福祉事業の調整、普及、宣伝、連絡・調整及び助成、④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業推進など、公共的地域福祉の推進を行政と連携し実施します。また、介護保険法に基づく介護サービス施設などの事業も展開しています。

### (1) 社会福祉協議会組織図

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会 組織・事務機構図(令和5年4月1日現在)





## 9 重層的支援体制整備事業

高齢者や障がい者の介護、子育て、生活困窮、ひきこもりなどの複合化、複雑化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

- 「相談支援包括化推進員（福祉まるごと相談員）」が相談に来られた方の抱える複数の課題を受け止め、一人ひとりの状況に合わせてながら、関係機関と連携して解決に向けた支援を行います。

### 【「福祉まるごと相談窓口」での相談実績】

	相談者数（人）	相談内容実績（件）
令和3年度	1,457	2,167
令和4年度	1,164	1,646

### 《相談件数内訳（令和4年度）》

内容	令和4年度
① 生活設計	747
② 保健・医療	151
③ 障がい	133
④ 就労	112
⑤ 高齢者・介護	84
⑥ 子育て・教育	52
⑦ 人権	45
⑧ 家族関係	40
⑨ ひきこもり	37
⑩ 債務	28
⑪ 住居	35
⑫ その他	182
計	1,646

- 高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりの人や子どもなど、年齢や属性を問わず、地域の人々と交流できる場として、「地域食堂」、「コミュニティカフェ」を運営するボランティア団体を支援します。

### 【相談、支援実績】

	「地域食堂」、「コミュニティカフェ」を実施するボランティア団体設立に関する相談団体数（件）	「地域食堂」、「コミュニティカフェ」を実施したボランティア団体数（団体）
令和3年度	4	2
令和4年度	8	6

## 10 成年後見支援センター

認知症・知的障がい・精神障がい等により、意思決定への支援が必要な方の増加が今後見込まれ、本人の権利を守る「成年後見制度」の必要性が高まっています。

このため、本市における成年後見制度の利用促進を図るため、令和3年度に「須賀川市成年後見支援センター」を開設しました。

これにより、市の相談窓口を明確化するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどと連携を図りながら、成年後見制度の円滑な利用促進に取り組めます。

- (1) **開設日** 令和4年1月5日(水)
- (2) **日時** 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)
- (3) **場所** 市役所1階(社会福祉課・長寿福祉課内)
- (4) **対象者** 市内にお住まいの方やそのご親族など
- (5) **内容** 成年後見制度に関する相談・利用支援・広報・啓発  
成年後見申立手続きの支援 など
- (6) **相談等実績**

実施年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(延べ)	29	124
支援(会議等出席)	29	89
後見人等支援 (電話・会議等)	5	49
計	63	262

令和3年度…令和4年1月5日～3月31日の件数

## ◇ II-1 障がい者福祉 ◇

### 1 概 要

身体機能や知的機能の障がい、統合失調症や精神病質、その他の精神疾患による精神障がい、自閉症や注意欠陥多動性障害など脳機能の障がいによる発達障がいなど、日常生活または社会生活に相当の制限を受けている障がいのある方が多数います。

また、高齢化や生活環境の多様化などにより、障がいの重度・重複化、個別化などその態様も変化しています。

このように、障がいのある方が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送り、社会活動に参加するため、各種の支援施策が求められています。

障がいのある方も障がいのない方も共に明るく暮らせるまちづくりを目指し、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、地域や福祉施設など関係機関と連携を図り、社会参加促進のため積極的な支援を行っています。

(※数値等については、特に表記のない限り令和5年4月1日現在のものです。)

### 2 障がい者の状況

#### (1) 身体障害者手帳交付数

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚	70	60	7	17	13	6	173
聴覚・平衡	26	47	25	41	4	85	228
音声・言語 そしゃく	0	1	17	7	0	0	25
肢 体	321	308	226	408	129	97	1,489
内 部	699	4	105	235	0	0	1,043
合 計	1,116	420	380	708	146	188	2,958

#### (2) 療育手帳交付者数

(単位：人)

	A (最・重度)	B (中・軽度)	計
知的障がい児(18歳未満)	39	158	197
知的障がい者(18歳以上)	234	387	621
計	273	545	818

#### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(単位：人)

1 級	2 級	3 級	計
51	381	214	646

### 3 相談・指導

身体機能や知的機能に障がいのある方やその家族が抱えるいろいろな悩みごとの相談に応じるとともに、指導や助言を行っています。

○身体障害者福祉司

市役所窓口で常時、相談や助言を行っています。

○委託相談支援事業所

市から委託を受けた相談支援事業所が、障がいのある方やその家族からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や支援などを行っています。

### 4 各種手当（支給にあたっては、所得制限など一定の基準があります。）

#### （1）特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給しています。

○支給額 月額 27,980円

○受給者 94人

#### （2）障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給しています。

○支給額 月額 15,220円

○受給者 48人

#### （3）経過的福祉手当

昭和61年3月31日現在で福祉手当を受給していた20歳以上の方のうち、障害年金を受けていない方に支給しています。

○支給額 月額 15,220円

○受給者 7人

#### （4）特定疾患患者福祉手当

福島県から指定難病医療費受給者証の交付を受けている方（受給者証の申請は県中保健福祉事務所です。）に支給しています。

○支給額 月額 1,000円

○受給者 指定難病医療費受給者（指定難病患者） 385名

## 5 医 療 (支給にあたっては所得制限など一定の基準があります。)

### (1) 重度心身障がい者医療費給付事業

保険診療医療費の自己負担額を助成します。

○受給対象者

身体障害者手帳 1・2 級所持者

身体障害者手帳 3 級所持者(内部障がいのみ)

療育手帳 A 所持者

療育手帳 B かつ身体障害者手帳所持者

精神保健福祉手帳 1 級所持者

精神保健福祉手帳 2・3 級かつ身体障害者手帳または療育手帳所持者

○受給者数 1,702 人

### (2) 自立支援医療 (精神通院医療)

統合失調症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方で、継続的な通院医療を必要とする方に対し、医療費の負担軽減を図ります。指定自立支援医療機関での保険医療費に対する自己負担は原則 1 割です。

○対象者数 1,210 人

### (3) 自立支援医療 (更生医療)

身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の方に対し、更生に必要な医療でその障がいを除去、または軽減することにより、職業能力を推進し日常生活を容易にするため、医療費の負担軽減を図っています。

指定自立支援医療機関で受診した場合、保険医療費の自己負担額は原則 1 割です。

(単位：件、円)

年度	入 院		入 院 外		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 30 年度	43	18,851,892	212	43,268,795	255	62,120,687
令和元年度	34	13,389,682	249	49,046,911	283	62,436,593
令和 2 年度	42	21,034,808	280	57,596,038	322	78,630,846
令和 3 年度	30	13,407,218	267	56,707,042	297	70,114,260
令和 4 年度	30	11,144,735	241	51,357,818	271	62,502,553

※件数は調剤除く

#### (4) 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童で、疾病などにより将来において障がいを残す恐れがあり、手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その障がいを除去または軽減するために必要な医療費の負担軽減を図っています。

(単位：件、円)

年度	入院		入院外		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年度	1	25,765	0	0	1	25,765
令和3年度	1	84,283	0	0	1	84,283
令和4年度	0	0	0	0	0	0

## 6 共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がいなど）のことがあったとき、障がいのある方に、終身一定額の年金を支給する制度です。

### ○掛金の額

年齢区分	基本額（月額）
34歳まで	9,300円
35歳～39歳まで	11,400円
40歳～44歳まで	14,300円
45歳～49歳まで	17,300円
50歳～54歳まで	18,800円
55歳～59歳まで	20,700円
60歳～64歳まで	23,300円

### ○支給される年金

加入者（保護者）が死亡したとき、または重度障がいと認められたときから月額2万円（2口加入の場合は4万円）が障がい者に支給されます。

### ○加入者数 1人

## 7 在宅福祉

### (1) 補装具給付、修理事業

身体に障がいのある方で、身体の失われた部位または身体の機能の損傷を補い、日常生活や社会生活を容易にするため、補装具の購入、修理に係る費用を支給しています。

自己負担は原則、基準額の1割です。

(単位：件、円)

		件 数	公 費	自 費	計
支 給	平成 30 年度	67	9,907,249	260,064	10,167,313
	令和元年度	83	12,616,423	474,079	13,090,502
	令和 2 年度	93	15,870,869	658,779	16,529,648
	令和 3 年度	78	12,774,578	494,312	13,268,890
	令和 4 年度	53	8,911,372	379,946	9,291,318
修 理	平成 30 年度	46	1,815,640	77,440	1,893,080
	令和元年度	51	2,896,817	83,475	2,980,292
	令和 2 年度	29	841,181	24,442	865,623
	令和 3 年度	43	1,609,160	67,458	1,676,618
	令和 4 年度	41	1,928,138	13,998	1,942,136

**(2) 戦傷病者補装具給付事業 (県事業)**

戦傷病者特別援護法に基づく補装具の給付・修理に係る事務を行います。

令和 4 年度実績 0 件

**(3) 在宅重度障がい者対策事業 (治療材料・衛生材料給付)**

下肢機能、体幹機能の障がいあるいはこれに準じる障害があり、身体障害者手帳 1・2 級所持者で、知覚・膀胱・直腸などの運動機能の障がいを有する 65 歳未満の在宅の方には治療材料給付券を、人工肛門や人工膀胱を造設しており、身体障害者手帳の交付対象とならない在宅の方には衛生材料給付券を給付しています。

令和 4 年度実績

(単位：人、件、円)

	受給者	支給件数	助 成 額
治療材料給付	42	450	1,355,951
衛生材料給付	12	42	168,000
計	54	492	1,523,951

**(4) 重度障がい者緊急通報システム事業**

重度の身体障がいがある、ひとり暮らしの方の緊急事態に対処するため、緊急通報装置を貸与しています。

週 1 回電話での安否コールにより、日常生活の安全確認と不安解消を図っています。

令和 4 年度実績

○利用人数 1 人  
○事業費 16,095 円

## 8 自立支援・社会参加促進

障がいのある方が、住み慣れた地域で日常生活や社会生活を送り、社会活動に参加するため、各種施策を行っています。(所得制限など一定の基準により、自己負担額に上限があります。)

○受給対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等、また医師の診断書等で障がい者と認められる方

### (1) 障がい者福祉サービス事業

#### ア 介護給付事業

18歳以上の方で介護給付を希望する場合、障害支援区分認定を受ける必要があります。(18歳未満の方は、下記ア、ウ、エ、キ、クのみ該当)

利用に際しては、利用者として下記事業を実施する指定事業所との契約が必要です。

#### (ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴や通院介助などに関する身体介助、また掃除、洗濯、調理や身体介助を伴わない通院介助などに関する家事援助などの支援を行います。

#### (イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする方に、自宅での介護から外出時の移動までを総合的に支援します。

#### (ウ) 行動援護

単独での行動が困難で常時介護を必要とする方に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

#### (エ) 同行援護

重度の視覚障がいのため移動が困難な方に、外出時に同行し、移動の援護や視覚情報の支援を行います。

#### (オ) 療養介護

病院などの施設において、常時介護を必要とする方への機能訓練や療養上の管理、日常生活上の支援を行います。

#### (カ) 生活介護

常時介護を必要とする方に、主に日中に施設などで行われる食事や入浴の介助とともに、創作・生産活動の機会を提供します。

#### (キ) 短期入所（ショートステイ）

介護を行う方が病気や突然の用事の場合などに、施設などへの短期入所による入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

#### (ク) 重度障害者等包括支援

常時特別の介護を必要とする方に、居宅介護などの福祉サービスを包括的にを行います。

#### (ケ) 施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア）

施設に入所している障がいのある方に対し、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、また生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

#### (コ) グループホーム（共同生活援助、介護サービス包括型）

日中、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。



## イ 訓練等給付事業

### (ア) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

自立した生活を送れるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

### (イ) 就労移行支援

一般企業などに就職を希望する方に、知識習得や技能向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行い、就職を支援します。

### (ウ) 就労継続支援（雇成型（A型）・非雇成型（B型））

一般企業などで働くことが困難な方に、働く場の提供や、就職に必要な知識習得や能力向上のための訓練を行います。

### (エ) 就労定着支援

事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者などと連携を取り、相談、助言などの支援を行います。

### (オ) 自立生活援助

居宅において自立した生活を行う上で、訪問や相談を通して助言や各機関との調整を行い、環境整備の支援を行います。

### (カ) 地域移行支援

施設入所している方、精神科病院へ入院している方に対して、地域での生活に移行できるよう、住居の確保などの支援を行います。

### (キ) 地域定着支援

単身で居宅生活している方に対して、常時の連絡体制を確保し、特性に応じて、緊急の事態などに相談その他必要な支援を行います。

### (ク) グループホーム(共同生活援助、外部サービス利用型)

共同生活を営む住居において、日中、就労または就労継続支援などのサービスを利用している方に対して、相談や日常生活上の支援などを行います。

## ウ 地域相談支援給付

### (ア) 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所、入院している 18 歳以上の方が、施設等を出て地域で生活するための支援計画を作成するとともに、相談による不安解消、住居の確保、関係機関との調整などを行います。

### (イ) 地域定着支援

自宅で一人暮らししている方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## エ 計画相談支援給付

### (ア) サービス利用支援

心身の状況、居住環境、利用の意向やその他の事情を踏まえ、利用するサービスの種類や内容をまとめたサービス等利用計画を作成します。

### (イ) 継続サービス利用支援

定期的にサービス利用状況の検証(モニタリング)を実施し、サービス等利用計画の見直しを行います。

## (2) 地域生活支援事業

### ア 日常生活用具給付事業

障がいのある方に、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付しています。

令和4年度給付実績

(単位:件)

品名	件数	品名	件数
特 殊 寝 台	2	盲人用血圧計（音声式）	1
特 殊 マ ッ ト	3	盲人用体重計（音声式）	1
移 動 用 リ フ ト	3	情報通信支援用具	1
入 浴 補 助 用 具	7	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1
頭 部 保 護 帽	1	視覚障がい者用拡大読書器	1
T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	1	盲 人 用 時 計	2
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	2	聴覚障がい者用通信装置	1
電 気 式 た ん 吸 引 器	4	ストマ用装具、紙おむつ等	1,925
動脈血中酸素飽和度測定器	1	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	3
盲人用体温計（音声式）	1	合 計	1,961

### イ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に、社会生活や社会参加に必要な外出を支援します。利用にあたっては、利用者と事業を実施する指定事業所との契約が必要です。

令和4年度実績

○利用者 58人

○事業費 22,841,432円

### ウ 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における生活の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息が図られるよう支援します。利用にあたっては、利用者と事業を実施する指定事業所との契約が必要です。

令和4年度実績

○利用者 167人

○事業費 25,428,597円

### エ 訪問入浴サービス事業

心身の障がい、疾病等の理由による在宅の障がいのある方で、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない方が利用することができます。

令和4年度実績

○利用者 5人

○利用回数 226回

○事業費 2,542,500円

## オ 意思疎通支援事業（登録手話通訳者派遣、要約筆記者派遣）

聴覚、音声機能などに障がいのある方が、社会生活において円滑なコミュニケーションを図れるよう、市内外に手話通訳者、要約筆記者を派遣しています。

令和4年度実績

- 派遣件数 120回（手話通訳者）、3回（要約筆記者）
- 派遣延人数 131人（手話通訳者）、6人（要約筆記者）
- 事業費 501,000円

## カ 自動車運転免許取得費助成事業

下肢機能（体幹障がいにより歩行困難な方を含む。）または聴覚に障がいのある方に、免許取得に要する費用（入所料・教材費・適性検査料・教習料・検定料・その他必要と認められる経費）の3分の2で、10万円を限度に助成しています。

令和4年度実績

- 利用者 1人
- 助成額 100,000円

## キ 身体障害者用自動車改造助成事業

上肢機能、下肢機能または体幹機能の障がいで、その程度が1、2級の方に、自らが運転する自動車のハンドル、ブレーキなど運転操作に必要な装置の一部改造に要する経費として、1車両1回のみ、10万円を限度に助成しています。（前年の所得金額（各種所得控除後の額）が当該月の特別障害者手当の所得制限の限度額を超えないことが条件です。）

令和4年度実績

- 利用者 1人
- 助成額 100,000円

## ク 重度心身障がい者タクシー及び自動車燃料助成事業

心身に重度の障がいのある方が通院等日常生活で外出する際、タクシー利用料金、または自動車燃料費の一部を助成することにより、社会参加の促進と福祉向上を図ります。

令和4年度実績

- 対象者 身体障害者手帳1級所持者、2級所持者のうち肢体不自由者、視覚障がい者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 助成額 1枚600円券を年24枚（1回に6枚まで利用可能）
- 事業費 12,717,600円（利用枚数：1枚600円×21,196枚）
  - 【内訳】 タクシー利用 3,801,000円（6,335枚）
  - 自動車燃料 8,916,600円（14,861枚）

## ケ 人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けるため医療機関へ通院する腎臓機能障がい者に対し交通費の一部を助成します。

令和4年度実績

○利用者 23人

○助成額 2,467,444円

## コ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳に該当しない軽度・中等度の聴覚障がいを持つ児童の保護者に、補聴器の新規購入と再購入に要する費用の一部を助成します。助成額は、基準額と見積額を比較して低い方の3分の2です。

令和4年度実績

○利用者 1人

○助成額 74,765円

## (3) 福祉施設

身体などに障がいのある方が入所して、生活や職業の指導を受けながら、将来の自立に向けて生活しています。

○障害者総合支援法に基づく施設への入所者数

(単位：人)

施設種類 (障害種別)	施設名	男	女	計
身 体	福島県ひばり寮 (西郷村)	7	0	7
	福島県きびたき寮 (西郷村)	1	2	3
	南東北さくら館 (郡山市)	1	4	5
	けやきの村 (福島市)	2	2	4
	静心園 (福島市)	1	0	1
	小 計	12	8	20
知 的	宇津峰十字の里 (市内)	7	5	12
	石川共生園 (石川町)	2	0	2
	いわき育成園 (いわき市)	1	0	1
	桜が丘愛生園 (石川町)	4	0	4
	花かつみ豊心園 (郡山市)	1	1	2
	ふじみの園 (いわき市)	0	2	2
	福島県矢吹しらうめ荘 (矢吹町)	2	3	5
	はなわ育成園 (塙町)	1	0	1
	福島県かえで荘 (西郷村)	1	3	4
	福島県かしわ荘 (西郷村)	3	1	4
	福島県けやき荘 (西郷村)	4	0	4
	あさかあすなろ荘 (郡山市)	5	0	5

施設種類 (障害種別)	施設名	男	女	計
	あぶくま更生園 (田村市)	1	0	1
	福島おおなみ学園 (福島市)	2	0	2
	原町学園 (相馬市)	1	0	1
	原町共生授産園 (相馬市)	1	0	1
	野の花ホーム (いわき市)	0	1	1
	小計	36	16	52
	計	48	24	72

#### (4) 須賀川市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例

障がい者の利用に係る公の施設の使用料等を免除します。

免除対象障がい者は、障がい者手帳所持者、指定難病医療費受給者証の交付を受けている方です。

障がい者を実際に介護するために付き添っている方は、原則1人使用料等を免除します。

なお、詳細につきましては、各施設へお問い合わせください。

#### ○使用料などを免除する施設 (令和5年4月1日現在)

区分	対象施設	電話番号
コミュニティセンター	東コミュニティセンター	63-2154
	西袋コミュニティセンター	63-2155
	稲田コミュニティセンター	92-2003
	小塩江コミュニティセンター	89-1005
	仁井田コミュニティセンター	88-1005
	大東コミュニティセンター	79-2176
	長沼コミュニティセンター	67-2474
	岩瀬コミュニティセンター	65-2100
	樺衝センター	68-2346
福祉施設	市民温泉	76-2332
	市老人福祉センター	75-5531
	長沼老人福祉センター	67-3087
	いわせ老人福祉センター	65-2993
	市保健センター	73-2188
	長沼保健センター	67-2111
	いわせ保健センター	65-2133
産業・観光施設	労働福祉会館	76-1991
	コミュニティプラザ	63-2111
	須賀川駅前自転車等駐車場	72-8953
	牡丹会館	73-2422
	藤沼湖周辺施設	67-3355

区 分	対象施設	電話番号
文化・生涯学習施設	博物館	75-3239
	文化センター	76-7777
	ふれあいセンター	72-0200
	市民の森	79-2187
	ふくしま森の科学体験センター	89-1120
	市民交流センター	73-4407
	風流のはじめ館	72-1212
	ながぬまラボ	67-2474
スポーツ施設	牡丹台体育館	75-1005
	牡丹台野球場	
	牡丹台庭球場	75-0376
	中央体育館	63-7725
	並木町運動場	
	円谷幸吉メモリアルアリーナ	76-8111
	市民スポーツ会館	76-5678
	市民スポーツ広場	
	長沼体育館	67-2474
	長沼野球場	
	長沼庭球場	
	長沼東部運動広場	68-2346
	いわせ地域トレーニングセンター	66-1582
	いわせ運動広場	
	いわせグリーン球場	
	いわせ多目的グラウンド	
	大東地域体育館	79-2182
	西袋地域体育館	72-7767
	仁井田地域体育館	72-7775
	小塩江地域体育館	79-4585
	浜田地域体育館	72-9175
稲田地域体育館	62-7721	
武道館	76-3746	

※食堂使用料、貸自転車使用料、宿泊に関する使用料、コインロッカー使用料、須賀川アリーナ冷暖房使用料を除く。

## ◇ II-2 心身障がい児福祉 ◇

18歳未満の心身に障がいがある児童に対し、支援を行っています。

### 1 心身障がい児数（療育手帳、身体障害者手帳交付児童）

（単位：人）

障がい区分	児童数
知的障がい	197
視覚障がい	4
肢体不自由	20
聴覚・平衡機能障がい	5
その他（内部障がい）	11
計	237

### 2 施設入所児童数

（単位：人）

施設種類	施設名	入所児童		
		男	女	計
福祉型障害児入所施設	安積愛育園（郡山市） （入所支援事業所アルバ）	2	1	3
	桜が丘学園（石川町）	3	2	5
	白河こひつじ学園（西郷村）	1	0	1
	白河めぐみ学園（西郷村）	1	0	1
医療型障害児入所施設	福島病院（須賀川市）	1	0	1
	総合療育センター（郡山市）	1	1	2
計		9	4	13

※措置入所、契約入所の合計数

### 3 障がい児支援事業

#### （1）障がい児通所支援事業

##### ア 児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

##### イ 医療型児童発達支援

肢体不自由児への児童発達支援と治療を行います。

##### ウ 放課後等デイサービス

就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

## エ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい児（人工呼吸器の装着や日常的に医療を要する児童、または重度疾病のため感染症にかかるおそれのある児童）の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

## オ 保育所等訪問支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

## （２）障がい児支援事業所

18歳未満の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う施設（通所施設）です。

番号	設置主体	施設名	所在地	定員 (人)	指 定 年月日	電 話
1	須賀川市	たけのこ園	〒962-0812 浜尾字鹿島 156-1	15	平成 25. 4. 1	72-2238
2	社会福祉法人 うつみね福祉会	はっぴいチャイルド	〒962-0813 和田字作の内 67-1	10	平成 25. 4. 1	72-1677
3	社会福祉法人 プラナの森	はるにれ園	〒962-0001 森宿字狐石 123-5	10	平成 24. 12. 1	94-8739
4	(有) パブリック	ライフサポート センタールーチェ	〒962-0856 北町 73	10	平成 28. 8. 1	94-8200
5	(株) アピックス	プレップスクール 茶畑教室	〒962-0028 茶畑町 64-1	10	平成 28. 9. 1	76-7610
6	社会福祉法人 プラナの森	ひだまりの庭	〒962-0848 弘法坦 15-1	10	平成 28. 10. 24	94-7622
7	(株) アピックス	プレップスクール 丸田教室	〒962-0028 茶畑町 64-1	10	平成 29. 10. 1	76-2377
8	(株) ネクサス	ベストキッド須賀川校 たんぽぽ	〒962-0021 館取町 82-2 スズキビル101号	10	平成 30. 3. 15	94-7676
9	(株) ネクサス	ベストキッド須賀川校 あさがお	〒962-0021 影沼町 253	10	令和 3. 4. 1	94-7076
10	社会福祉法人 ゆめみの里	らぼらぼら	〒962-0002 上人坦 144	10	平成 30. 3. 16	94-2709
11	チェチェコリ 合同会社	ライフエナジー チェチェコリ	〒962-0001 森宿字狐石 127-45	10	平成 30. 4. 1	94-6960
12	(株) アピックス	プレップスクール 大黒教室	〒962-0023 大黒町 115-1	10	令和 2. 4. 1	94-5530
13	(株) エヌ メディアケア	しゃぼん玉ふわり	〒962-0832 本町 24	10	令和 2. 9. 7	72-0720



番号	設置主体	施設名	所在地	定員 (人)	指定 年月日	電話
14	Akasaka ケアガーデン 合同会社	Fine	〒962-0867 愛宕山 103-4	10	令和 2. 12. 1	94-4607
15	社会福祉法人 福音会	岩瀬地区児童発達支援 センター Vanilla	〒969-0401 鏡石町本町 109	20	令和 4. 4. 1	94-5211
16	(株) 慈 愛	まなざし	〒962-0817 南上町 200-12	10	令和 4. 6. 1	94-4580
17	学校法人 熊田学園	まはなある	〒962-0061 北山寺町 146	10	令和 4. 6. 1	94-6260
18	(株) アピックス	プレップスクール 西川教室	〒962-0028 茶畑町 64-1	10	令和 4. 6. 1	94-5801
19	(株)善用堂 メディカル ケア	わくわく子供ひろば 須賀川	〒962-0027 堀底町 115-1	10	令和 4. 12. 1	94-4712
20	学校法人 杉原学園	ぴあーのぴあーの	〒962-0855 守谷館 44-1	10	令和 5. 4. 1	94-7070

### (3) 障がい児入所支援事業

障がい児の保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識や技能の習得などの支援を行います。

## 4 心身障がい児通園施設

心身に障がいのある就学前の児童に対し、心身の発達を助長し、児童福祉の増進を図るため、たけのこ園を設置しています。

### (1) 施設の沿革

昭和 56 年 4 月	うつみね児童館内に小規模通園施設「たけのこ組」定員 10 名として事業開始
平成 元年 4 月	現在地に新施設「たけのこ園」定員 15 名として開園
平成 5 年 4 月	20 名定員として国庫補助対象の通園事業となる。
平成 15 年 4 月	支援費制度開始に伴い、「指定居宅支援事業者」の指定を受ける。
平成 17 年 10 月	障害者自立支援法の平成 18 年 4 月施行に伴い、たけのこ園事業運営に関する規定等を制定する。
平成 18 年 10 月	障害福祉サービスとして、児童デイサービス事業を実施
平成 24 年 4 月	障がい児通所支援事業として、児童発達支援事業を実施
平成 26 年 4 月	定員 20 名から 15 名に変更

## (2) 指導内容

児童の障がいの種類・程度に応じ、基本的な生活習慣の自立と集団生活への適応訓練を行います。

## (3) 年齢別たけのこ園利用児童数

令和5年4月1日時点

(単位：人)

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定員
男	0	0	1	3	0	4	15
女	1	1	0	3	1	6	
計	1	1	1	6	1	10	

## 5 各種手当

### (1) 重度心身障害児介護手当

3歳以上20歳未満で身体障害者手帳が2級以上(心臓・じん臓・呼吸器機能障がいは3級を含む。)の障がい児、または知的障がいの状態で知能指数50以下の児童を常時介護している方に支給します。対象児童は現在受給資格を受けた方のみです。

令和4年度実績

○支給年額 20,000円

○対象児童 44人

### (2) 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の在宅児童を養育しているとき、その養育者に支給します。

令和4年度実績

○支給月額

1級の障がい児 52,400円

2級の障がい児 34,900円

○受給者 323人

### (3) 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給します。

令和4年度実績

○支給額 月額 14,850円

○受給者 48人

## ◇ Ⅲ 低 所 得 者 福 祉 ◇

### 1 生活保護

生活保護は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するため制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があり、国が定める保護基準により扶助額等が決定されます。

#### (1) 生活保護の現状

生活保護世帯数は、東日本大震災後、義援金等の受領による保護廃止などによりやや減少傾向に転じましたが、平成24年度以降は一時的に保護廃止となった世帯が、手持金の減少とともに再び保護を受給するようになってきているほか、高齢化の進展などにより増加傾向となっています。

世帯類型別（令和4年度）では、高齢者世帯が全体の約半分の291世帯（55.3%）、母子世帯が23世帯（4.4%）、障がい者世帯が77世帯（14.6%）、傷病者世帯が63世帯（12.0%）、その他世帯が72世帯（13.7%）となり、過去5か年の推移をみると、傷病者世帯が減少し、高齢者及び障がい者世帯が増加しています。

#### ア 被保護世帯、人員、保護率の推移（年度平均）

（単位：世帯、人、%）

年 度	管内人口	被保護者		保 護 率		
		世帯数	人 員	須賀川市	県	国
平成30年度	76,110	510	657	8.6	8.9	16.6
令和元年度	75,747	514	659	8.7	9.1	16.4
令和2年度	75,284	517	659	8.8	9.1	16.3
令和3年度	74,302	523	645	8.7	9.4	16.2
令和4年度	73,318	526	661	9.0	9.5	—

※ 保護率（%）＝被保護人員÷管内人口×1,000

#### イ 世帯類型別推移（年度平均）

（単位：世帯）

年 度	高齢者	母 子	障がい者	傷病者	その他	合 計
平成30年度	278	19	64	70	78	510
令和元年度	281	22	65	68	78	514
令和2年度	286	21	69	64	76	517
令和3年度	292	18	73	66	73	523
令和4年度	291	23	77	63	72	526

※ 数値の単位未満を四捨五入しているため、合計が内訳の総数と一致しない場合がある。

## 2 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体制を構築し、早期支援を目指す制度です。自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業などを実施し、生活再建に向けた継続的なサポートを行っています。

### (1) 自立相談支援事業の推移

(単位：件、人)

年度	相談受付件数	相談申込件数	プラン作成件数	就労開始者数
令和2年度	324	253	75	52
令和3年度	294	276	51	69
令和4年度	122	95	29	51

### (2) 住居確保給付金の推移

(単位：件、人、円)

年度	相談件数	申請件数	給付件数	就職者数	支給額
令和2年度	46	26	26	6	3,564,040
令和3年度	27	13	13	6	2,487,480
令和4年度	16	9	9	7	1,775,400

### (3) 子どもの学習・生活支援事業の推移

(単位：人)

年度	参加児童・生徒数	継続参加者数	高校未進学者・中退者数
令和2年度	29	23	0
令和3年度	26	24	0
令和4年度	32	28	0

### (4) 家計改善支援事業の実績

(単位：人、回、件)

年度	利用者数	延べ支援回数	家計改善プラン作成数
令和2年度	15	68	8
令和3年度	8	35	8
令和4年度	8	24	8

### (5) 就労準備支援事業の実績

(単位：件、人)

年度	利用者数	延べ職場見学者数	延べ就労体験参加者数	就労開始者数
令和2年度	20	6	6	12
令和3年度	24	0	5	12
令和4年度	16	0	4	6

## ◇ IV 児 童 福 祉 ◇

### 1 概 要

児童憲章には「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。」とうたわれています。

児童福祉は、児童のよりよい生活を実現するとともに、次代の担い手として心身ともに健全に育成することを目的としています。

本市においては、児童福祉の理念に基づき、保育所をはじめとする各種施設の充実、相談・指導・援助の充実に努め、児童福祉向上を図ります。

### 2 保育対策

保護者が就労または疾病にかかっているなどのため、家庭において保育することができない保護者に代わって、日々乳幼児を保育するため保育所(園)、こども園を設置しています。

なお、年々増加している保育需要に対応するため、処遇改善による保育士確保策に加え、民間保育所等における施設整備や保育士採用に対する財政的支援などの取組を進めています。

#### (1) 年齢別入所人員

令和5年4月1日現在(単位:人、%)

	0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計	利用定員	入所率	備考
第一保育所	0	13	11	27	51	90	56.7%	公立
第二保育所	1	15	14	36	66	106	62.3%	〃
長沼保育所	3	11	7	0	21	40	52.5%	〃
長沼東保育所	1	19	8	17	45	60	75.0%	〃
大東こども園	2	19	(28) 22	(62) 53	(111) 96	(156) 117	(71.2%) 82.1%	〃
白方こども園	2	17	(4) 4	(21) 20	(44) 43	(60) 45	(73.3%) 95.6%	〃
白江こども園	3	12	(18) 16	(38) 35	(71) 66	(80) 65	(88.8%) 101.5%	〃
白鳩保育園	3	31	18	42	94	90	104.4%	私立
柏城保育園	4	27	15	32	78	60	130.0%	〃
花のうた保育園	4	20	14	27	65	60	108.3%	〃
双葉こどもの園	1	13	9	8	31	32	96.9%	〃

	0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計	利用定員	入所率	備考
認定こども園 オリーブの木	7	48	(50) 40	(107) 84	(212) 179	(230) 195	(92.2%) 91.8%	私立
認定こども園 くるみの木	3	45	(44) 36	(92) 80	(184) 164	(175) 150	(105.1%) 109.3%	〃
認定こども園 天泉こども園	6	31	(22) 16	(54) 42	(113) 95	(120) 105	(94.2%) 90.5%	〃
認定こども園 おひさまなのはなこども園	5	36	20	40	101	90	112.2%	〃
認定こども園 プリムラこども園	2	26	15	29	72	70	102.9%	〃
認定こども園 すぎのここども園	7	32	(43) 36	(97) 71	(179) 146	(189) 144	(94.7%) 101.4%	〃
認定こども園 りのひら	6	30	(20) 16	(45) 41	(101) 93	(107) 90	(94.4%) 103.3%	〃
認定こども園 らみどり	12	52	43	57	164	210	78.1%	〃

※各こども園の( )書きの数字は、幼稚園部門を含めた人数

## (2) 保育時間

公立保育所・こども園は、午前7時30分から午後6時30分まで、白鳩保育園は、午前7時から午後6時30分まで、花のうた保育園、双葉こどもの園は、午前7時30分から午後6時30分まで、認定こども園オリーブの木、認定こども園くるみの木、認定こども園天泉こども園は、午前7時15分から午後6時15分まで、柏城保育園、認定こども園おひさまなのはなこども園、認定こども園プリムラこども園、認定こども園すぎのここども園、認定こども園りのひら及び認定こども園らみどりは、午前7時から午後6時までとなっています。

## (3) 保育活動

子どもの健康と安全を確保しながら保育を実施するとともに、遊びを中心とした生活の中で、「自ら学び、自ら考える力」や「豊かな心」、「健康な体」の育成に関する取組などを行っています。

また、平成30年4月に改定された保育指針等を踏まえ、幼児期にふさわしい教育に取り組んでいます。

### ○食育事業

望ましい食習慣を確立し、給食や栽培活動体験を核とした食育を推進するため、食育教室やクッキング教室を実施しています。また、食育だよりを配布しています。

## (4) 特別保育事業

多様化する保育需要に積極的に対応するため、開所時間の前後に延長して保育を実施する延長保育事業や、保護者の勤務形態や疾病等に伴う保育需要に対応する一時保育事業を実施し、地域の子育てを支援しています。

### ○延長保育事業

(利用料金別途徴収)

公立保育所・こども園では、午前7時から午前7時30分までの時間と午後6時

30分から午後7時までの延長保育を実施しています。

白鳩保育園では、午後6時30分から午後7時までの延長保育を実施しています。

花のうた保育園では、午前7時から午前7時30分までの時間と午後6時30分から午後7時までの延長保育を実施しています。

双葉こどもの園では、午前7時15分から午前7時30分までの時間と午後6時30分から午後7時までの延長保育を実施しています。

認定こども園オリーブの木、認定こども園くるみの木及び認定こども園天泉こども園では、午後6時15分から午後6時45分までの延長保育を実施しています。

柏城保育園、認定こども園おひさまなのはなこども園、認定こども園プリムラこども園、認定こども園すぎのこども園、認定こども園りのひら及び認定こども園らみどりでは、午後6時から午後7時までの延長保育を実施しています。

○一時保育事業

(利用料金別途徴収)

柏城保育園では、午前7時から午後6時までの開園時間内で一時保育を実施しています。また、認定こども園オリーブの木、認定こども園くるみの木及び認定こども園天泉こども園においても、午前9時から一時保育を実施しています。

7:00 7:15 7:30

18:00 18:15 18:30 18:45 19:00

第一保育所	延長保育	通常保育		延長保育
第二保育所				
長沼保育所				
長沼東保育所				
大東こども園				
白方こども園				
白江こども園				
白鳩保育園	通常保育			
柏城保育園	通常保育		延長保育	
花のうた保育園	延長保育	通常保育		延長保育
双葉こどもの園	延長保育	通常保育		延長保育
認定こども園 オリーブの木	延長保育	通常保育		延長保育
認定こども園 くるみの木				
認定こども園 天泉こども園				
認定こども園 おひさまなのはなこども園				
認定こども園 プリムラこども園	通常保育	延長保育		延長保育
認定こども園 すぎのこども園				
認定こども園 りのひら				
認定こども園 らみどり				

### 3 家庭児童相談室・児童虐待防止相談室

社会環境の急激な変化は、家庭における児童の教育にも大きな影響をもたらし、児童をめぐる問題も多岐にわたっています。

これらの諸問題を解決し、児童の健全育成と児童養育の適正化など児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。

また、児童福祉法において、児童虐待をはじめとする諸問題に対して相談に応じることが市町村の業務として明確化されたことから、専門的窓口として児童虐待防止相談室を平成17年4月1日から設置しています。

#### (1) 相談件数

令和4年度実績

(単位：件)

種別	養護		保健	障がい	非行	育成	その他	計
	児童虐待	その他						
件数	170	120	2	41	6	48	8	395

#### (2) 経路別件数

令和4年度実績

(単位：件)

経路	児童委員	児童相談所	警察	県	市	保育所・幼稚園・学校等	本人・家族・親戚	近隣・知人	その他	計
件数	1	43	64	0	93	85	101	6	2	395

### 4 要保護対策

近年の多様化している児童の問題に対処するため、家庭で養育ができない児童については県中児童相談所の措置により施設に収容し、または里親などの家庭に委託し養護しています。

#### (1) 施設入所児童数

令和5年4月1日現在(単位：人)

施設種類	施設名	入所児童		
		男	女	計
児童養護施設	福島愛育園	0	1	1
福祉型障害児入所施設	桜が丘学園	3	3	6
	入所支援事業所アルバ	2	1	3
	白河こひつじ学園	1	0	1
	白河めぐみ学園	1	0	1



施設種類	施設名	入所児童		
		男	女	計
医療型障害児入所施設	県総合養育センター	1	1	2
	国立病院機構 福島病院	1	0	1
計		9	6	15

## (2) 里親委託児童数

男 3 人 女 3 人 計 6 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

## 5 児童手当等

### (1) 児童手当・特例給付

0 歳から中学校修了 (15 歳になった後の最初の 3 月 31 日) 前の児童を養育している方に支給されます。児童手当・特例給付は、原則として、6 月、10 月、2 月にそれぞれ前月分までが支給されます。

#### ○ 支給額 (月額)

3 歳未満	15,000 円
3 歳以上小学校修了前	10,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円)
中学生	10,000 円
特例給付 (所得制限の該当者)	5,000 円

#### ○ 支給状況

(令和 4 年度)

区 分	延べ児童数 (人)	支給額 (千円)
3 歳未満	15,428	231,420
3 歳以上小学校修了前	62,183	669,960
中学生	22,461	224,610
施設入所等児童	232	2,355
特例給付	1,981	9,905
計	102,285	1,138,250

### (2) 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

## ○ 支給額（月額）

令和5年4月1日現在

区 分	全額支給される者の額	一部支給される者の額
児童1人のとき	44,140円	43,130円～10,410円 (所得により10円単位で変動)
児童2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円 (所得により10円単位で変動)
児童3人目以降の加算額(1人につき)	6,250円	6,240円～3,130円 (所得により10円単位で変動)

## ○ 支給状況

令和5年4月1日現在（単位：人）

母子離婚	父死亡	未婚の母 で父がい ない子	父子離婚	母死亡	その他	計
423	1	80	33	2	19	558

## 6 児童の健全育成

## (1) 児童遊園等

児童の健康を増進するとともに情操を豊かにし、併せて事故の危険から守るため児童遊園や児童遊び場等を設置しています。

## ○ 現況（令和5年3月31日現在）

児童遊園	1か所
児童遊び場等	63か所

## (2) 児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の児童の育成・指導を図るため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置しています。

## ○ 利用状況

令和5年4月1日現在（単位：人）

児童クラブ名	定員	1年	2年	3年	その他	計
須賀川一小児童クラブ	210	53	59	47	42	201
須賀川二小児童クラブ	160	37	34	30	74	175
ぼたん児童クラブ	200	46	45	36	36	163
西袋児童クラブ	85	12	18	9	26	65
第二西袋児童クラブ	30	11	13	13	0	37
第三西袋児童クラブ	140	32	35	35	51	153
西袋二小児童クラブ	30	3	3	2	13	21
稲田児童クラブ	50	15	13	15	20	63
小塩江児童クラブ	50	3	2	4	12	21
うつみね児童クラブ	160	36	42	35	42	155
仁井田児童クラブ	85	23	29	22	10	84

児童クラブ名	定員	1年	2年	3年	その他	計
柏城児童クラブ	205	39	54	42	36	171
大東児童クラブ	85	14	22	12	35	83
大森小児童クラブ	40	4	5	3	5	17
日高見児童クラブ	50	8	11	6	23	48
かしまの森児童クラブ	35	8	9	9	14	40
白方児童クラブ	55	10	7	14	19	50
白江児童クラブ	50	6	8	5	20	39
計	1,720	360	409	339	478	1,586

### (3) 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。

#### ○ 活動内容

- ☆子育てに関する相談を行う。
- ☆子育てに関する情報の収集及び提供を行う。
- ☆子育てサークル・子育てボランティア等の育成・支援を行う。
- ☆親や子どもたちの遊びと交流の場を提供する。
- ☆地域や関係機関等との連携協力活動を行う。

#### ○ 利用状況

令和4年度実績

(単位：人)

	保護者	児童	計
長沼保育所子育て支援センター	60	66	126
白江こども園子育て支援センター	38	40	78
にこにこひろば（プリムラこども園）	201	268	469
子育て支援センター「くるみ」 （認定こども園くるみの木）	448	479	927
子育て支援センター「つぼみ」 （天泉こども園）	1,474	1,668	3,142
白鳩保育園子育て支援センター	65	105	170
大東こども園子育て支援センター	98	103	201
こどもセンター内子育て支援センター （市民交流センター「tette」）	6,807	7,713	14,520
計	9,191	10,442	19,633

## 7 母子福祉・ひとり親家庭への対策

母子家庭及び寡婦家庭の生活安定と生活向上のため、福祉資金貸付制度やひとり親家庭医療費の助成を行っています。

### (1) 母子・寡婦福祉資金貸付申請状況

○令和4年度実績

(単位：件、千円)

区分	母子		寡婦		貸付最高限度額
	件数	金額	件数	金額	
事業開始					303万円
事業継続					152万円
修学	1	5,280			月額 高校5万2千5百円 大学14万6千円
技能習得					月額6万8千円(自動車運転免許46万円)
修業					月額6万8千円(自動車運転免許46万円)
就職支度					10万円(自動車購入33万円)
医療介護					医療34万円(特別48万円)介護50万円
生活					月額10万5千円
住宅					150万円(災害200万円)
転宅					26万円
就学支度					59万円
結婚					30万円
計	1	5,280			

### (2) ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭の父または母と18歳未満の児童または父母のいない児童に対し、同一受診月ごとに1つの世帯の保険適用分自己負担額の合計が1,000円を超えた時、その超えた金額を給付します。

ただし、18歳未満の児童については、平成24年10月にこども医療費の対象年齢を18歳まで拡大したことに伴い、こども医療費として助成しています。

- 登録者数 577世帯(令和5年3月31日現在)
- 所得制限あり
- 助成状況

○令和4年度実績

(単位：件、円)

	入院		外来		1,000円控除		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対象延世帯数	金額
助成実績	35	1,412,133	3,847	12,338,774	2,045	2,045,000	2,045	11,705,907

## 8 こども医療費の助成

0歳から18歳までの子どもの医療費の保険適用分自己負担額を助成することによって疾病または負傷の治療を促進し、子どもの健康の向上を図ることを目的としています。

平成26年3月診療分より、社会保険等加入者の保険適用分自己負担額の現物給付が、全国の医療機関対象となりました。

○助成状況

(単位：人、件、円)

区分	令和4年度末 受給資格登録者数		助成件数	助成額
	国保			
乳幼児 (0～6歳)	国保	292	4,296	9,280,781
	社保等	3,379	52,797	105,389,836
小1～18歳	国保	839	8,013	22,749,648
	社保等	7,393	72,581	174,933,375
計	国保	1,131	12,309	32,030,429
	社保等	10,772	125,378	280,323,211

## V 高 齢 者 福 祉



### 1 概 要

わが国の人口の高齢化は、世界でも例をみない速さで進行し、本市においても総人口に占める高齢人口（65歳以上）の割合（高齢化率）は、昭和50年8.3%、昭和60年10.8%、平成7年15.2%、平成17年19.6%、平成27年度24.7%と上昇しており、令和7年（2025年）に全ての「団塊の世代」の方が後期高齢者を迎えて30%を超え、令和22年（2040年）には高齢者数のピークを迎えて35%を超えるものと推計されています。

少子・人口減少社会が進む中、認知症高齢者や高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護保険事業及び高齢者福祉事業を総合的に推進するとともに、地域による支え合う取組を支援し、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすことができるよう地域包括ケアシステムを推進します。

### 2 高齢者人口の推移

各年10月1日現在（単位：人）

区 分	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	高齢化率 (B/A)	要介護（要 支援）者数 (C)	認定率 (C/B)
平成30年度	76,727	20,667	26.9%	3,932	19.0%
令和元年度	76,434	21,026	27.5%	3,999	19.0%
令和2年度	75,959	21,420	28.2%	4,067	19.0%
令和3年度	75,242	21,831	29.0%	4,096	18.8%
令和4年度	74,762	22,016	29.5%	4,096	18.6%

※総人口及び65歳以上人口は、国勢調査及び住民基本台帳人口による。

※要介護（要支援）者数は、介護保険状況事業報告による。

### 3 在宅福祉事業

高齢者の多くは身体が不自由になっても、自宅で生活することを希望しています。本市では、在宅のねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、各種サービスの充実に努め、日常生活が健やかに営めるよう在宅福祉の向上を図っています。

#### (1) 日常生活用具給付等事業

ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者等に、日常生活用具の給付や貸与により生活の利便性の確保等に努めています。（平成7年度から実施）

○給付等の状況

令和4年度実績 (単位：件)

区 分	給付件数	貸与等件数
電話加入権貸与等	0	0
電磁調理器	1	0
火災警報器	0	0
計	1	0

**(2) 寝具クリーニングサービス事業**

寝具の衛生管理が困難な在宅のねたきり高齢者等の衛生、福祉向上を図るため、年1回寝具の丸洗い乾燥を行っています。(平成15年度から実施)

(単位：人)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	210	203	203	198	134

**(3) ねたきり等高齢者介護者激励金支給事業**

在宅のねたきり高齢者等を6か月以上継続して介護している方に、日々の介護の労をねぎらうため介護者激励金を支給しています。(平成4年度から実施)

○受給者数及び支給額

支給額 年額 一人当たり 30,000 円

(単位：人)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	467	402	446	436	444

**(4) はり・きゅう・マッサージ等施療費助成事業**

70歳以上の高齢者又は65歳以上で身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方に、健康保持と個人負担の軽減を図るため、健康保険適用外の施療費の一部を助成しています。(昭和63年度から実施)

○交付額 1,000円の券12枚以内

(単位：人、枚)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付者数	988	1,198	1,053	1,047	1,418
利用枚数	5,341	6,171	5,414	5,247	6,154

**(5) 配食サービス事業**

食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者等に、バランスの取れた栄養摂取を目的として、昼食を宅配するとともに安否の確認を行っています。(平成15年度から実施)

(単位：人、回)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	151	158	166	160	164
配食回数	21,414	20,522	23,455	23,437	23,398

## (6) 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者の緊急事態に対処するため機器等の貸与を行っています。

また、週1回電話による安否コールを行っています。(平成4年度から実施)

(単位：台)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
緊急通報装置 設置台数	244	227	206	192	180

## (7) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援しています。

### ○市内の地域包括支援センター

地区	センター名
須賀川・浜田	須賀川中央地域包括支援センター
西袋・稲田・仁井田	須賀川西部地域包括支援センター
小塩江・大東	須賀川東部地域包括支援センター
長沼・岩瀬	須賀川長沼・岩瀬地域包括支援センター

### ○地域包括支援センターの事業内容

#### ① 介護予防マネジメント

要介護等認定を受けた高齢者に対する介護予防ケアプランの作成や心身の状態の把握、課題の分析を行います。

その上で、近い将来、介護状態になる恐れがある高齢者に介護予防サービスを紹介し、利用を促しています。

#### ② 総合相談支援

高齢者の各種相談に幅広く対応し、必要なサービスや制度を紹介するなど、困りごとの解決に向けて支援しています。

#### ③ 権利擁護

高齢者が安心して生活できるように、成年後見制度の促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待、困難事例への対応などを通じて、本人が持つ様々な権利を守るための支援をします。

#### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

地域全体の医療・保健・介護分野の専門家から地域住民まで幅広いネットワークをつくり、そこで暮らす高齢者の課題解決や調整を行います。

#### ⑤ その他

住民主体の「通いの場」の立ち上げ支援や高齢者を支える地域づくりを進めるため、関係者のネットワークづくりなどに取り組んでいます。



## ○相談件数（延べ数）

（単位：件）

	中 央	西 部	東 部	長沼・岩瀬	合 計
令和元年度	2,993	3,965	2,806	2,522	12,286
令和2年度	3,680	4,041	2,371	3,351	13,443
令和3年度	4,345	3,890	1,693	3,428	13,356
令和4年度	2,825	3,785	1,259	3,256	11,125

## ○地域包括支援センター代表者会議

各地域包括支援センターと長寿福祉課による会議を開催し、高齢者の介護・福祉・健康・医療のサービス等に関し、互いの情報を共有しながら連携を図るため、月に1回、代表者会議を開催しています。

また、令和3年度からは、国の統一指標に基づき、市と地域包括支援センターの事業評価や業務の振り返りを行うなど、地域包括支援センター業務の改善に努めています。

**（8）権利擁護事業**

高齢者虐待や権利擁護に関する相談に応じるとともに、権利擁護事業について啓発を行っています。

## ○高齢者虐待対応件数

（単位：件）

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報・届出	43	25	45	37	41
虐待認定	21	11	18	18	12

## ○講演会・研修会の開催

	内 容
平成30年度	「高齢者虐待の防止及び対応の講話」と「8050問題に関する事例検討」 講師：県中保健福祉事務所職員 参加者数：社会福祉士・介護支援専門員等17人
令和元年度	「養護者による高齢者虐待の対応」～通報のタイミングと通報後の虐待対応の流れ～ 講師：谷川社会福祉士事務所 谷川ひとみ社会福祉士 参加者数：64人
令和2年度	「養護者による高齢者虐待の対応について」 講師：谷川社会福祉士事務所 谷川ひとみ社会福祉士 参加者数：19人
	「高齢者虐待対応マニュアル作成作業班会議」 アドバイザー：谷川社会福祉士事務所 谷川ひとみ社会福祉士 開催回数：8回 延べ参加者数：70人
令和3年度	「養護者による高齢者虐待の対応における市町村責務と虐待対応の基本的な流れについて」（午前中 講話 → 午後 ロールプレイ） 講師：谷川社会福祉士事務所 谷川ひとみ社会福祉士 参加者数：26人

令和4年度	「養護者による高齢者虐待の対応について～通報のタイミングと虐待対応の流れ～」 講師：谷川社会福祉士事務所 谷川ひとみ社会福祉士 開催回数：3回（WEB1回、集合2回） 延べ参加者数：93人
-------	--

○認知症サポーター養成講座の開催

認知症の方が地域で安心して生活できるように、認知症サポーター養成講座を開催しています。

(単位：回、人)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	23	18	17	12	15
参加者数	566	404	325	242	232

(9) 成年後見制度利用支援事業

老人福祉法に基づき、市長が行う後見等開始審判申立並びに後見等開始審判申立の費用負担等が困難な方に対し助成支援を行っています。(平成19年度から実施)

(単位：件)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申立件数	3	6	11	7	9
報酬助成件数	2	2	2	2	7

(10) 訪問理美容サービス事業

65歳以上で要介護3以上の在宅の方に対し、自宅で散髪する際の理美容業者へ出張料を助成しています。(平成26年度から実施)

○交付額 1,000円の券4枚以内

(単位：人、枚)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付者数	122	109	110	127	112
利用枚数	108	118	118	99	88

(11) 認知症ケア向上推進事業

地区に、認知症高齢者やその家族(介助者)、専門職、市民等が集える場である「認知症カフェ」を設置しています。(平成27年度から補助金の交付を開始)

(単位：回、人)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施団体	2	2	3	4	4
実施回数	26	26	7	27	30
参加人数	869	656	66	303	339

## (12) すかがわ見守りSOSネットワーク推進事業

登録している認知症高齢者が、ひとり歩きなどで行方不明となった際に、市社会福祉協議会からボランティアの支援登録者へ、検索依頼メールを一斉送信し、検索活動を行います。(平成28年度から委託を開始)

(単位：人、件)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数(累計)	88	101	128	153	168
搜索件数(単年)	5	4	9	3	3

## (13) 認知症高齢者GPS機器貸与事業

認知症高齢者を在宅で介護している家族等に、高齢者の所在が確認できるGPS位置情報機器を貸与しています。(令和元年度から実施)

(単位：人)

実施年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	3	5	6	8

## (14) 認知症伴走型支援事業

認知症高齢者と家族等に対し、専門的な相談及び介護の助言を行い、本人と家族に寄り添った継続的な支援を実施しています。(令和3年度から実施)

(単位：人、回)

実施年度	令和3年度	令和4年度
相談者数	18	24
延べ相談回数	24	72

## 4 生きがい対策

高齢者が生きがいを感じ充実した生活を送れるように、老人クラブ活動への支援を行っています。

### (1) 老人クラブ等活動助成事業

高齢者の自主的・積極的な活動を助長し、豊かな知識と経験を生かした地域社会への参加を促進するため、補助金を交付し活動を支援しています。(昭和39年度から実施)

○令和4年実績

(単位：円)

団体名	補助金額	摘要
須賀川市老人クラブ連合会	2,420,000	会員数2,224人
単位老人クラブ	4,452,000	63クラブ 49クラブ×@75,000円=3,675,000円 12クラブ 747,000円 (25人未満のクラブ：3,000円×249人) 1クラブ 30,000円 (25名以上だが、実績に応じた金額) 1クラブ 0円 (活動しているが、補助金申請なし)

○過去4年の会員数・クラブ数の推移

(単位：人、クラブ)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
須賀川市老人クラブ 補助金会員数	2,782	2,623	2,539	2,368
単位老人クラブ数	67	65	65	64

## 5 介護予防・生活支援

### (1) 家事援助サービス事業（軽度生活援助事業）

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行防止を図っています。

(介護保険認定外の方を対象に実施しています。)(平成13年度から実施)

(単位：人、回)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	13	12	8	5	3
利用回数	512	452	350	183	142

### (2) 家族介護用品支給事業

重度の要介護高齢者を介護している家族に対して介護用品支給券を交付し、高齢者を介護している家族の経済的負担軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図っています。(平成12年度から実施)

(単位：人、枚)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給数	33	30	34	35	41
支給券利用枚数	287	265	267	238	268

### (3) 介護情報紙発行事業

要介護3以上に認定された認知症高齢者などを介護している家族を対象に、介護者同士の交流や介護に関する情報を提供する、在宅福祉サービス情報紙「かけはし」を送付し、介護負担の軽減や交流のきっかけを支援しています。

○在宅福祉サービス情報紙の発行(平成26年度より年2回)

(単位：部)

発行年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発行部数	4,149	4,267	4,212	2,982	2,911

#### (4) 家族介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護高齢者の介護者に対し、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅での生活を支援するために慰労金を支給しています。(平成13年度から実施)

(単位:人)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	1	2	0	1	1

## 6 敬老事業

高齢者を大切にすることを培うため、敬老思想の普及に努めるとともに、長寿を祝福するため次の事業を行っています。

### (1) 敬老会

地域の行政区、町内会等が実施する敬老事業を補助金により支援しています。

また、75歳以上の高齢者に祝品、88歳の高齢者に祝金(1万円)を贈呈し、長寿を祝福しています。(令和元年度より贈呈年齢を見直し)

#### ○地域敬老事業の状況

(単位:団体)

年度	行政区・町内会数	地域敬老事業補助金 交付団体数	実施率
平成30年度	116	99	85.3%
令和元年度	116	98	84.5%
令和2年度	116	87	75.0%
令和3年度	116	97	83.6%
令和4年度	116	102	87.9%

#### ○敬老祝品

(単位:人)

年度	対象者		
	男	女	計
平成30年度	3,730	6,255	9,985
令和元年度	3,844	6,274	10,118
令和2年度	3,894	6,261	10,155
令和3年度	3,865	6,209	10,074
令和4年度	4,076	6,301	10,437

○敬老祝金の状況 (単位：人)

年度	年齢	対象者数
平成30年度	81歳	606
	85歳	522
	88歳	375
	90歳	299
	99歳	18
令和元年度	88歳	384
令和2年度	88歳	395
令和3年度	88歳	420
令和4年度	88歳	375

(2) 百歳賀寿

満百歳を迎えた高齢者に対し、長寿を祝福するとともに、百歳賀寿状と祝金(10万円)を贈呈しています。(単位：人)

年度	贈呈者数	百歳以上高齢者数
平成30年度	15	29
令和元年度	19	36
令和2年度	20	41
令和3年度	22	44
令和4年度	18	43

7 施設福祉

在宅高齢者の福祉向上を図るため、施設を整備し利用促進に努めています。

(1) 老人福祉センター

在宅の高齢者が健康で明るい生活を送るため、健康増進、教養の向上、レクリエーション及び各種相談を行っています。また、良質な温泉施設も設けています。

○須賀川老人福祉センター (アルカリ性単純温泉)

開設月日 昭和56年8月1日

建物 鉄筋コンクリート造2階建 955.56㎡ (建築面積)

利用時間 午前9時～午後5時 (木曜日は午前9時～午後8時)

※入浴は、午前10時～午後4時 (木曜日は、午前10時～午後8時)

○長沼老人福祉センター

開設月日 昭和55年4月1日

建物 鉄筋コンクリート造平屋建 579.79㎡ (建築面積)

利用時間 午前9時～午後4時

○いわせ老人福祉センター (ナトリウム塩化物温泉)

開設月日 昭和63年4月1日

建物 鉄筋コンクリート造平屋建 713㎡ (建築面積)

利用時間 午前9時～午後5時 ※入浴は、午前11時～午後4時30分

○利用状況

(単位：日、人)

年 度	施設名	開館日数	利用人員数
平成 30 年度	須賀川老人福祉センター	309	26,074
	長沼老人福祉センター	249	875
	いわせ老人福祉センター	299	12,983
令和元年度	須賀川老人福祉センター	287	19,059
	長沼老人福祉センター	237	799
	いわせ老人福祉センター	287	8,687
令和 2 年度	須賀川老人福祉センター	257	12,992
	長沼老人福祉センター	217	580
	いわせ老人福祉センター	139	2,405
令和 3 年度	須賀川老人福祉センター	310	18,373
	長沼老人福祉センター	248	476
	いわせ老人福祉センター	296	5,885
令和 4 年度	須賀川老人福祉センター	297	15,451
	長沼老人福祉センター	249	295
	いわせ老人福祉センター	305	5,639

(2) 市民温泉

市民の健康・福祉の増進とくつろぎの場として設置しています。

○須賀川市民温泉（アルカリ性単純温泉）

開設月日 昭和 58 年 4 月 1 日

建 物 鉄筋コンクリート造 2 階建 923 m<sup>2</sup>（建築面積）

利用時間 午前 9 時～午後 9 時 ※入浴は、午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分

○利用状況

(単位：日、人)

実施年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開館日数	287	306	308	309	300
利用人数	69,832	100,278	80,143	81,884	83,326

(3) デイサービスセンター

要介護または要支援状態にある高齢者に対し、指定通所介護サービスを提供していません。

利用時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※サービス提供時間は午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分

○須賀川市デイサービスセンター利用状況

(単位：日、人)

実施年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開館日数	256	281	308	308	306
利用人数	4,497	4,802	5,251	5,640	5,750

○いわせデイサービスセンター利用状況

(単位：日、人)

実施年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開館日数	256	257	257	257	257
利用人数	4,164	4,120	3,410	3,630	4,180

## 8 老人ホーム

家庭で養護を受けることができない高齢者のために、老人ホームが設置されています。

○養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由で、家庭での生活が困難な場合入所する施設です。

○入所状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(単位：人)

施設種類	施設名	入所者数		
		男	女	計
養護老人ホーム	希望ヶ丘ホーム	0	6	6
	藤井ハイムやみぞ	3	1	4
	三春町敬老園	1	6	7
	合計	4	13	17

## 9 高齢化対策

高齢化社会の進行は各分野に様々な影響を及ぼします。これらの様々な問題に対応するため次の事業を行っています。

### (1) 須賀川市明るい長寿社会を築く市民基金

長寿社会の到来に備え、その対策促進に充てる資金を積み立てています。

- 令和 5 年 3 月 31 日現在高 104,345,145 円
  - 〈内訳〉 市民基金 18,889,838 円（令和 4 年度寄附 250,000 円）
  - 地域振興基金 485,149 円
  - 地域福祉基金 84,970,158 円
- 基金開始日 昭和 62 年 4 月 1 日

### (2) 明るい長寿社会を築く市民基金活用事業

令和 4 年度は、基金を活用し次の事業を実施しました。

- ねたきり等高齢者介護者激励金支給事業（内容は 43 ページに掲載）
- はり・きゅう・マッサージ等施療費助成事業（内容は 43 ページに掲載）
- 訪問理美容サービス事業（内容は 46 ページに掲載）
- 家族介護用品支給事業（内容は 48 ページに掲載）



## VI 介護保険



### 1 概 要

#### (1) 介護保険制度とは

わが国の人口の高齢化は、世界でも例をみない速さで進行し、令和 22 年（2040 年）には高齢者数のピークを迎えて 35%を超えるものと推計されています。また、寝たきりや認知症の高齢者が増加する一方、介護する人も高齢になり、家族だけで介護することは難しくなっており、介護は誰もが直面する問題になっています。このような中、平成 12 年度に介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が始まりました。

平成 18 年度及び平成 27 年度には、高齢社会に向けて安定した制度運営をしていくため、制度全般について改正が行われており、「介護予防」を重視するとともに、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅支援を強化する制度へ変わっています。

しかしながら、高齢者の増加とともに介護サービス利用者も増え、サービス費の増加が被保険者の保険料負担の増加につながるようになります。このため、介護サービスの必要性や提供するサービスの適正化、あるいは費用負担の公平性の確保や低所得者対策など、制度の適正な運営が求められています。

#### (2) 介護（予防）サービスの利用について

介護（予防）サービスは、要介護者（常時介護が必要な状態の人）または要支援者（要介護状態となるおそれがあり日常生活に支援が必要な状態の人）を対象としています。介護サービスを利用する場合は、須賀川市に要介護（要支援）認定申請をし、それを受けて市では、本人の状態や主治医の意見を踏まえ介護認定審査会を開催し、要介護・要支援の認定を行います。

認定を受けた方は、要支援 1～2、要介護 1～5 の要介護度（介護が必要な程度）に応じ、ケアマネジャーが作成するケアプランにもとづき介護（予防）サービスが受けられるようになります。

#### (3) 介護保険料について

介護保険制度は、40 歳以上の方が加入者（被保険者）となって納める保険料と、国・県・市町村の負担分を財源として市町村が運営しています。

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料は、本人や世帯員の市民税の課税の有無と本人の収入・所得に応じて保険料を定めており、原則として年金から差し引いて納めていただいています。なお、年金が年額 18 万円に満たない年金受給者等は、市に直接納付書等で納めていただいています。

## 2 要介護認定の状況

各年3月31日現在（単位：人）

年度	要 介 護 認 定 者 数								
	区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
令和 2 年 度	第1号被 保険者数	370	574	935	638	648	593	344	4,102
	第2号被 保険者数	18	20	21	15	15	13	8	110
	計	388	594	956	653	663	606	352	4,212
令和 3 年 度	第1号被 保険者数	393	583	888	657	640	606	352	4,119
	第2号被 保険者数	17	19	18	12	19	10	8	103
	計	410	602	906	669	659	616	360	4,222
令和 4 年 度	第1号被 保険者数	403	597	880	661	594	612	348	4,095
	第2号被 保険者数	9	21	16	16	18	11	9	100
	計	412	618	896	677	612	623	357	4,195

## 3 介護サービス利用状況

各年3月31日現在（単位：人）

年度	要 介 護 認定者数	在 宅 サービス 利用者数	地域密着型 サービス 利用者数	施 設 サービス 利用者 数				サービス 利用者 合 計
				介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型医療施設 介護医療院(R2~)	計	
令和2年度	4,212	2,340	500	527	224	8	759	3,599
令和3年度	4,222	2,347	530	563	230	10	803	3,680
令和4年度	4,195	2,266	504	543	217	9	769	3,539

## 4 保険給付状況

(単位：千円)

年度	在宅サービス分	地域密着型サービス分	施設サービス分	高額介護サービス費	審査支払い手数料	計
令和2年度	2,561,432	969,881	2,764,204	148,168	5,531	6,449,216
令和3年度	2,503,924	995,152	2,830,520	150,986	6,051	6,486,633
令和4年度	2,461,480	993,718	2,872,273	156,023	6,094	6,489,590

## 5 保険料状況

(単位：円)

年度	徴収区分	対象人数	賦課額	収納額	収納率
令和2年度	特別徴収	20,141人	1,359,695,450	1,359,695,450	100.0%
	普通徴収	2,137人	122,393,630	118,087,179	96.5%
	計	22,278人	1,482,089,080	1,477,782,629	99.7%
令和3年度	特別徴収	20,740人	1,484,665,930	1,484,665,930	100.0%
	普通徴収	2,438人	127,579,458	122,915,426	96.3%
	計	23,178人	1,612,245,388	1,607,581,356	99.7%
令和4年度	特別徴収	21,080人	1,500,191,010	1,500,191,010	100.0%
	普通徴収	2,433人	123,915,676	120,212,742	97.0%
	計	23,513人	1,624,106,686	1,620,403,752	99.8%

※対象人数、賦課額、収納額については現年課税分

## 6 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

また、それらの支援を行うために「須賀川地方在宅医療・介護連携拠点センター」を設置・運営しています。(須賀川市・鏡石町・天栄村で共同設置・運営)

### 【主な事業内容】

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- エ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- オ 地域住民への普及啓発
- カ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の  
実情に応じた医療・介護関係者の支援

## （２）認知症施策推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでいます。

### 【主な事業内容】

- ア 認知症ケアパスの作成・普及
- イ 認知症地域支援推進員の配置
- ウ 認知症サポーターの養成
- エ すかがわ見守り・SOSネットワーク推進事業
- オ 須賀川市認知症初期集中支援チームの設置・運営

## （３）生活支援体制整備事業

医療、介護のサービス提供だけではなく、地域住民や地域にある様々な事業主体が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

### 【主な事業内容】

- ア 生活支援コーディネーターの配置
- イ 協議体の設置

## （４）地域ケア会議の充実

高齢者が抱える課題について、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者が自立するためのケアプランにつなげるとともに、個別事例の検討を積み重ねることで地域課題を発見し、課題解決に向けた新たな資源開発などに取り組んでいます。

- ア 自立支援型地域ケア会議  
市が主催する、介護予防に資することを目的とした地域ケア個別会議
- イ 地域ケア個別会議  
地域包括支援センターが開催する、支援困難ケース等を扱う会議

(単位：回)

実施年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立支援型地域ケア会議	-	7	9	10	10
地域ケア個別会議	6	7	7	16	1

## (5) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対し、地域において自立した日常生活の支援と介護予防・重度化防止を図るため、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるようなサービスを提供します。

現在は、介護予防のための訪問介護・通所介護サービスを行っています。

## 7 介護予防の取組

### (1) 介護予防普及啓発事業

地域の身近な場所に高齢者が集い、週1回以上、市オリジナルの介護予防体操「ウルトラ長寿体操」に取り組む住民主体の「通いの場(ウルトラ週いっ会)」の活動を支援し、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。

(平成30年度はモデル事業、令和元年度から本格実施)

- ・平成31年1月「ウルトラ長寿体操DVD」、パンフレット作成
- ・令和2年11月「ウルトラ長寿体操(口腔編)DVD」作成
- ・令和4年12月「ウルトラ長寿体操2DVD」、パンフレット作成

#### 【業務の内容】

各地域包括支援センターと連携し、立ち上げ支援と、その後の継続支援を行います。

#### 【通いの場の支援実績】

(単位：箇所)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通いの場	2	27	32	39	42

### (2) 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の「通いの場」、老人クラブ等にリハビリテーション専門職(理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士)を派遣し、リハビリテーション等に関する相談・教育、体操指導などを行い、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。

(平成28年度：理学療法士派遣開始、平成30年度：歯科衛生士、管理栄養士派遣開始、令和3年度：言語聴覚士派遣開始)

#### 【派遣先実績】

(単位：回)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設・団体	52	62	78	118	96
個人宅	8	7	4	12	12
計	60	69	82	130	108

## 【派遣職種実績】

(単位：回)

職種	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
理学療法士	40	32	31	49	43
歯科衛生士	11	22	26	40	33
管理栄養士	9	15	25	40	32
言語聴覚士	-	-	-	1	-
計	60	69	82	130	108

## 【受講者実績】

(単位：人)

実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数	888	792	784	1,129	1,135

### (3) 介護予防ボランティア支援事業

元気高齢者を対象とした「介護予防ボランティア」を養成し、介護保険施設や地域の「通いの場」などでの活動に対するインセンティブを付与（ボランティアポイントを換金 1ポイント100円）し、高齢者の居場所づくり、介護予防につなげます。

## 【対象】

65歳以上高齢者（要支援、要介護認定者及び総合事業利用者を除く。）

## 【活動】

- ① 登録者がデイサービスなどの介護サービス事業所において、レクリエーションや食事の世話、お話の相手などのボランティア活動を実施します。
- ② 事業所での活動1時間につき1ポイントを付与します。
- ③ 1ポイントにつき100円として換金ができます。（1年度につき上限5,000円まで。）

## 【登録者実績（令和5年3月31日現在）】

実施年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	45人	46人	47人	71人

## ◇ VII 後期高齢者医療制度 ◇

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方のうち申請により認定を受けた方が加入する医療制度です。

被保険者の方には、福島県後期高齢者医療の被保険者であることを証明する「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料、国民健康保険・社会保険等の保険者からの支援金、国・県・市町村の公費負担により、福島県内のすべての市町村で構成する「福島県後期高齢者医療広域連合」が制度運営し、各市町村が保険料徴収と窓口業務を行っています。

### 1 後期高齢者医療被保険者の状況

令和5年3月31日現在(単位:人)

年 度	前年度末 被保険者数	資格取得	資格喪失	年間平均 被保険者数
令和4年度	10,404	1,210	884	10,587

年 度	年度末現在 被保険者数①		年度末総人口 ②	後期高齢者医療 被保険者の比率①/②
	うち障がい認定者			
令和4年度	10,730	630	74,279	14.4%

### 2 令和4年度後期高齢者医療給付額の状況

(単位:円)

区 分	医 科		歯 科	調 剤
	入 院	入院外		
金 額	3,358,164,023	2,358,254,913	233,706,760	1,327,858,900

区 分	訪問看護療養費	食事療養費	高額療養費	高額介護 合算療養費
金 額	25,119,046	87,672,677	342,754,376	6,503,937

(単位:円)

区 分	療養費			
	柔道整復	あんま・マッサージ	はり・きゅう	補装具
金 額	13,361,739	30,291,440	20,046,469	3,961,069

区 分	療養費	東日本大震災及び 原発免除還付金	葬祭費	給付額合計
	その他			
金 額	24,915	0	36,550,000	7,844,270,264

### 3 後期高齢者医療の年度別財政状況

○後期高齢者医療特別会計決算状況

## ◆歳入決算額

(単位:円)

科 目		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保険料	特別徴収保険料		371,602,600	374,455,000	391,336,800
	普通徴収保険料		166,818,200	170,896,821	187,811,698
繰入金 (一般会計)	事務費繰入金		39,312,424	43,780,377	43,359,018
	保険基盤安定繰入金		168,916,701	173,282,068	187,484,356
繰越金			2,491,471	2,027,746	1,740,521
諸収入			27,343,200	28,676,220	30,817,300
広域連合支出金			2,288,779	3,153,675	3,321,161
合 計			778,773,375	796,271,907	845,870,854

## ◆歳出決算額

(単位:円)

科 目		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総務費	一般管理費		6,691,418	6,613,959	6,441,914
	徴収費		7,866,006	10,732,418	6,336,104
後期高齢者医療納付金			732,572,626	745,365,614	797,045,922

## (◆歳出決算額)

(単位:円)



科 目		年 度		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
諸支出金	償還金及び 還付加算金	1,290,800	1,426,400	1,478,800
	一般会計繰出金	28,324,779	30,392,995	32,588,461
合 計		776,745,629	794,531,386	843,891,101

◆歳入歳出差引額

歳入歳出差引額	2,027,746	1,740,521	1,979,753
---------	-----------	-----------	-----------

## Ⅷ 須賀川市内の福祉施設



### 1 児童福祉法に基づく施設等

#### (1) 保育所（こども園）

保護者が就労または疾病にかかっているなどの理由で、家庭において保育することができない保護者にかわって、日々乳幼児を保育するための施設です。

令和5年4月1日現在（単位：人、㎡）

番号	設置主体	施設名	所在地	利用定員	建物面積	敷地面積	建築年度	開設年月日	電話
1	須賀川市	第一保育所	〒962-0021 館取町145	90	707.18	2,633.40	昭和58	明40.4.1	76-5121
2	須賀川市	第二保育所	〒962-0859 塚田95	106	951.00	2,200.25	平成9	昭25.4.1	76-5122
3	須賀川市	長沼保育所	〒962-0203 長沼字南延命寺1	40	893.40	4,338.42	平成14	昭49.4.1	77-1228
4	須賀川市	長沼東保育所	〒962-0124 梓衝字上沖116	60	935.73	4,305.00	平成17	昭54.4.1	68-2206
5	須賀川市	白江こども園	〒962-0312 大久保字室貫26	40 (80)	998.72	15,779.00	平成18	平19.4.1	65-2177
6	須賀川市	白方こども園	〒962-0301 今泉字鼠内100	30 (75)	959.57	16,920.00	平成19	平20.4.1	65-3177
7	須賀川市	大東こども園	〒962-0712 雨田字高屋敷8-1	117 (156)	1,518.58	4,977.93	平成27	平28.4.1	79-3318
8	社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会	白鳩保育園	〒962-0838 南町170	90	688.40	1,921.90	平成15	昭24.11.1	73-4541
9	社会福祉法人 和	柏城保育園	〒962-0403 滑川字東町139-1	60	1,134.83	2,532.00	平成20	平21.4.1	94-5656
10	株式会社 イマジン	花のうた保育園	〒962-0839 大町227-2	60	570.94	1,230.71	令和2	令3.4.1	94-7650
11	社会福祉法人 ふたばの森	双葉こどもの園	〒962-0055 新町169	32	306.22	853.78	昭和61	令4.1.1	76-0606
12	学校法人 栄光学園	認定こども園 オリーブの木	〒962-0836 並木町180-3	205 (250)	631.50	4,885.00	平成16	平17.4.1	63-7015
13	学校法人 栄光学園	認定こども園 くるみの木	〒962-0015 日向町194	150 (185)	1,065.02	3,275.48	平成25	平25.1.1	94-2129
14	社会福祉法人 プラナの森	認定こども園 おひさま なのはなこども園	〒962-0001 森宿字狐石122-1	90	800.00	4,500.00	平成14	平15.4.1	76-4125
15	学校法人 熊田学園	認定こども園 プリムラこども園	〒962-0001 森宿字安積田184-1	70	611.44	2,020.76	平成20	平21.4.1	76-4218
16	学校法人 熊田学園	認定こども園 すぎのこども園	〒962-0052 北山寺町32	91 (203)	1,578.64	4,026.43	昭和53	昭54.4.1	76-5385
17	学校法人 杉原学園	認定こども園 天泉こども園	〒962-0841 上北町45	105 (120)	305.24	684.83	平成26	平26.5.26	76-1653
18	学校法人 熊田学園	認定こども園 りのひら	〒962-0818 和田道146	47 (107)	1,047.36	3,870.51	平成29	平29.9.1	94-6401
19	学校法人 熊田学園	認定こども園 らみどり	〒962-0863 緑町1-1	210	1,729.02	9,813.46	令和5	令5.4.1	94-2996

※( )書きは幼稚園部門を含めた人数

## (2) 児童クラブ

放課後及び長期休業中の昼間、自宅に保護者のいない家庭の子ども達が、健全で安全な生活時間を送るための施設です。

令和5年4月1日現在(単位:人,㎡)

番号	設置主体	施設名	所在地	利用定員	建物面積	敷地面積	開設年月日	電話	備考
1	須賀川市	須賀川一小児童クラブ	〒962-0023 大黒町100	210	529.98	1,450.00	平成 27.8.25	73-2281	
2	須賀川市	須賀川二小児童クラブ	〒962-0848 弘法坦151	160	467.04	1,297.85	平成 16.10.1	75-4100	
3	須賀川市	ぼたん児童クラブ	〒962-0816 朝日田53	210	268.00		令和 元.5.7	75-1820	第三小学校
4	須賀川市	西袋児童クラブ	〒962-0017 西の内町136	85	241.35	619.92	平成 6.4.1	73-4393	
5	須賀川市	第二西袋児童クラブ	〒962-0015 日向町194	30	57.01		平成 25.4.1	75-4864	認定こども園 くるみの木
6	須賀川市	第三西袋児童クラブ	〒962-0015 日向町95	140	417.36	3,751.97	平成 29.4.1	94-4881	
7	須賀川市	西袋二小児童クラブ	〒962-0057 袋田字小田切21	30	62.00		平成 20.10.1	72-0147	西袋第二小学校
8	須賀川市	稲田児童クラブ	〒962-0043 岩瀬字植松2-1	50	265.76	826.21	平成 13.4.1	62-4330	
9	須賀川市	小塩江児童クラブ	〒962-0711 塩田字作田1	50	474.16		平成 15.4.1	79-2277	小塩江幼稚園
10	須賀川市	うつみね児童クラブ	〒962-0861 古館30-2	160	621.56	3,189.26	令和 元.11.1	76-1220	
11	須賀川市	仁井田児童クラブ	〒962-0402 仁井田字北明石田100-1	85	268.00	1,099.00	平成 10.4.1	78-2166	
12	須賀川市	柏城児童クラブ	〒962-0403 滑川字東町26-4	205	745.81	1,953.85	平成 16.4.1	72-2411	
13	須賀川市	大東児童クラブ	〒962-0721 雨田字高屋敷8-1	85	375.41	5,386.52	平成 28.2.1	79-2055	大東こども園
14	須賀川市	大森小児童クラブ	〒962-0723 狸森字杉内90	40	98.00		平成 22.10.1	79-4233	大森小学校
15	須賀川市	日高見児童クラブ	〒962-0203 長沼字殿町85	50	177.80		平成 15.4.1	67-3437	長沼小学校
16	須賀川市	かしまの森児童クラブ	〒962-0124 梓衝字下沖58	35	85.90		平成 15.4.1	68-1134	長沼東小学校
17	須賀川市	白方児童クラブ	〒962-0301 今泉字梅田181	55	144.40		平成 20.10.1	65-3141	白方小学校
18	須賀川市	白江児童クラブ	〒962-0312 大久保字室貫26	50	187.00		平成 20.10.1	65-2342	白江小学校

## (3) 児童遊園

遊び場が不足している場所に優先的に設置される敷地 330㎡以上で遊具やトイレなどを備えた児童厚生施設です。

令和5年4月1日現在(単位:㎡)

番号	設置主体	施設名	所在地	敷地面積	開設年月日
1	須賀川市	諏訪町児童遊園	諏訪町 67-2	568.4	昭和 37.12.11

## 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所等

### （１）施設入所支援事業所

介護が必要な方や通所が困難な方に対して、居住の場を提供し夜間における日常生活上の支援を行う施設（入所施設）です。

番号	設置主体	施設名	所在地	定員 (人)	指定 年月日	電話
1	社会福祉法人 福音会	宇津峰十字の里	〒962-0714 下小山田字月夜田 203	50	平成 24. 3. 1	79-3165

### （２）生活介護事業所

常時介護を必要とする方に対して、主に日中に施設などで行われる食事の介護や、日常生活上の支援などを行う施設（通所施設）です。

番号	設置主体	施設名	所在地	定員 (人)	指定 年月日	電話
1	社会福祉法人 福音会	宇津峰十字の里	〒962-0714 下小山田字月夜田 203	60	平成 24. 3. 1	79-3165
2	社会福祉法人 福音会	障がい福祉サービス 事業カノン	〒962-0814 前田川字宿 47	20	平成 18. 10. 1	73-3441
3	NPO法人 翠の家	サポートセンター 翠の家	〒962-0812 浜尾字鹿島 21-1	20	平成 18. 9. 28	72-5721
4	NPO法人 ひまわり福祉会	永遠の里	〒962-0315 畑田字長久キ 9-5	20	平成 23. 4. 1	65-3626
5	社会福祉法人 牧人会	須賀川共労育成園	〒962-0059 吉美根字金子田 14-2	30	平成 26. 4. 1	76-4155
6	㈱アピックス	生活介護事業所 キャンパス	〒962-0021 館取町 158	20	令和 5. 3. 1	94-7760

### (3) 就労移行・就労継続支援事業所

就労を希望する方に対して、知識習得や能力向上のための訓練を行う施設や、一般企業などで働くことが困難な方に対して、働く場の提供や、知識・能力向上のための訓練を行う施設（通所施設）です。

番号	設置主体	施設名	所在地	定員 (人)	指 定 年月日	電 話
1	社会福祉法人 福音会	ワークセンター麦	〒962-0727 小作田字足原内 20	50 (移行 6、 定着 10、 B 型 34)	平成 24. 3. 1	79-4808
2	社会福祉法人 福音会	障がい福祉サービス 事業カノン	〒962-0814 前田川字宿 47	20 B 型	平成 21. 12. 1	73-3441
3	NPO法人 翠の家	いわせの家	〒962-0302 柱田字水押 1	20 B 型	平成 18. 9. 28	65-3870
4	NPO法人 ワークショップ すかがわ	自立支援センター ワークショップ すかがわ	〒962-0857 長祿町 77	20 B 型	平成 20. 10. 1	72-7766
5	NPO法人 すばる	すばる作業所	〒962-0844 東町 56-9	20 B 型	平成 21. 4. 1	72-4423
6	医療法人 将文会	工房アミーコ	〒962-0825 大町 290	25 B 型	平成 24. 5. 1	72-7510
7	社会福祉法人 プラナの森	らでいっしゅ	〒962-0001 森宿字ウツ田 40-35	20 B 型	平成 25. 7. 1	94-2421
8	社会福祉法人 プラナの森	わんさかこんさい	〒962-0868 芦田塚 196	20 B 型	平成 28. 7. 1	94-7077
9	一般社団法人 そらちね	指定就労継続支援 B 型 事業所たお	〒962-0026 岩崎 1-5	20 B 型	平成 29. 9. 1	94-2816
10	株式会社 かるみあ	かるみあ	〒962-0851 中宿 351	10 移行	令和 元. 8. 1	94-8880
11	合同会社 COCONARA	COCONARA	〒962-0036 芹沢町 67-12	45 A 型	令和 2. 3. 1	94-5906
12	一般社団法人 アルバライズ	ライフステージ	〒962-0062 山寺町 55 設楽ビル 2F-1	20 B 型	令和 4. 9. 1	94-8735
13	福島ケアサー ビス株式会社	福島ケアサービス 須賀川	〒962-0005 台 166 アルフェックスビル 201	45 A 型	令和 5. 4. 1	94-6627

A 型：就労継続支援 A 型事業所（雇用型）

B 型：就労継続支援 B 型事業所（非雇用型）

移行：就労移行支援事業所（一般企業等への就職を目指す訓練等支援）

定着：就労定着支援事業所（一般企業等就職後の相談等支援）

#### (4) グループホーム（共同生活援助）

知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、共同生活の場において、相談や日常生活上の支援などを行う施設です。

番号	設置主体	施設名	所在地	定員(人)	指 定 年月日	電 話
1	社会福祉法人福音会	コーポラスいちの	〒962-0727 小作田字西館 87	5 介護	平成 18. 10. 1	79-4533
2	社会福祉法人福音会	たのし荘	〒962-0868 芦田塚 203	5 介護	平成 18. 10. 1	72-6300
3	社会福祉法人福音会	さくら荘	〒962-0017 西ノ内町 67	4 介護	平成 18. 10. 1	76-6236
4	社会福祉法人福音会	横田ホーム	〒962-0727 小作田字山ノ坊 21-2	4 介護	平成 18. 10. 1	79-3460
5	社会福祉法人牧人会	まきびとホームすかがわ ホーム笹平	〒962-0853 前川 19	4 介護	平成 18. 10. 1	63-0080
6	社会福祉法人牧人会	まきびとホームすかがわ イザヤの家	〒962-0848 弘法坦 11-2	5 介護	平成 18. 10. 1	72-8650
7	社会福祉法人牧人会	まきびとホームすかがわ 森宿ホーム	〒962-0001 森宿字下宿 133-1	5 介護	平成 18. 10. 1	72-4146
8	医療法人将文会	ヴィレッジポプラ	〒962-0813 和田字六軒 189	9 外部	平成 18. 10. 1	72-7505
9	医療法人将文会	ヴィレッジくぬぎ	〒962-0813 和田字六軒 190-1	10 外部	平成 18. 10. 1	72-7505
10	医療法人将文会	ヴィレッジけやき	〒962-0813 和田字六軒 189	9 外部	平成 18. 10. 1	72-7506
11	医療法人為進会	パインフォレスト	〒962-0403 滑川字池田 91	20 外部	平成 24. 4. 1	73-4182
12	医療法人為進会	サザーンホーム	〒962-0403 滑川字西山 80	6 外部	平成 25. 4. 1	76-6062
13	一般社団法人そらちね	たお須賀川白石坂 I, II	〒962-0001 森宿字白石坂 60	I 5, II 4 介護	平成 29. 9. 1	94-4133
14	NPO法人ひまわり福祉会	ひまわり荘	〒962-0315 畑田字古内 112	16 介護	令和 元. 8. 1	94-6288
15	株式会社 芹沢ランド	芹沢温泉メニーグレイス	〒962-0036 芹沢町 38	20 日中	令和 3. 11. 15	75-3611

※グループホーム運営形態 介護：介護サービス包括型、外部：外部サービス利用型  
日中：日中サービス支援型

### 3 老人福祉法等に基づく事業所

#### (1) 特別養護老人ホーム

65歳以上で、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。

令和5年4月1日現在

番号	法人名	施設名	所在地	定員	短期入所	開設年月日	電話・FAX	併設施設
1	社会福祉法人三愛福祉会	愛寿園	〒962-0059 吉美根字土橋 121	80人	10人	昭和59.4.23	75-3378 FAX 75-3281	デイ居宅
2	社会福祉法人福音会	シオンの園	〒962-0714 下小山田字月夜田 206	60人	10人	平成6.4.1	79-4646 FAX 79-4647	デイ
3	社会福祉法人篤心会	エルピス	〒962-0813 和田字沓掛 48-1	90人	20人	平成14.10.1	76-6660 FAX 76-6655	デイグループホーム
4	社会福祉法人篤心会	エルピスユニット	〒962-0813 和田字沓掛 48-1	30人	0人	平成30.4.1	76-6660 FAX 76-6655	デイグループホーム
5	社会福祉法人岩瀬福祉会	長沼ホーム	〒962-0201 志茂字末津久保 1-2	50人	10人	平成10.4.1	77-1001 FAX 67-3134	デイ居宅
6	社会福祉法人いわせ長寿会	いわせ長寿苑	〒962-0311 矢沢字明池 158	90人	10人	平成20.10.1	65-2448 FAX 65-3290	デイ居宅
7	社会福祉法人愛親福祉会	ゆう遊館	〒962-0403 滑川字関ノ上 26-4	70人	10人	平成21.10.1	94-8121 FAX 63-0211	デイ居宅訪問介護

#### (2) 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、様々な相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上を図るために設置されている施設です。

令和5年4月1日現在（単位：㎡）

番号	設置主体	施設名	所在地	建物面積	敷地面積	開設年月日	電話・FAX
1	須賀川市	長沼老人福祉センター	〒962-0203 長沼字鹿之内入 2-1	579.79	1,462.63	昭和55.4.1	67-3087
2	須賀川市	須賀川市老人福祉センター	〒962-0028 茶畑町 71	955.56	5,207.25	昭和56.8.1	75-5531 (FAX 同)
3	須賀川市	いわせ老人福祉センター	〒962-0315 畑田字荒池上 23	713.00	2,977.00	昭和63.4.1	65-2993

### (3) デイサービスセンター

在宅で生活する虚弱高齢者などに対して、通所の方法により給食、入浴サービスなどを提供する施設です。

令和5年4月1日現在

番号	法人名	施設名	所在地	開設年月日	電話・FAX
1	社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会	須賀川市 デイサービスセンター	〒962-0028 茶畑町 71	平成 4. 11. 16	72-7411 FAX 72-7412
2	社会福祉法人 福音会	シオンの園	〒962-0714 下小山田字月夜田 206	平成 16. 10. 1	79-4646 FAX 79-4647
3	社会福祉法人 岩瀬福祉会	長沼 デイサービスセンター	〒962-0201 志茂字末津久保 1-2	平成 10. 4. 1	77-1001 FAX 67-3134
4	社会福祉法人 三愛福祉会	愛寿園 デイサービスセンター	〒962-0059 吉美根字土橋 121	平成 12. 4. 1	75-3378 FAX 75-3281
5	社会福祉法人 篤心会	エルピス デイサービスセンター	〒962-0813 和田字沓掛 48-1	平成 14. 10. 1	76-6660 FAX 76-6655
6	丸光産業株式会社	丸光デイサービス	〒962-0854 古屋敷 135-1	平成 15. 4. 1	63-7703 FAX 63-7707
7	株式会社 せいふうケア	せいふうケア リハビリホーム須賀川	〒962-0021 館取町 82-2	平成 15. 8. 1	63-7345 FAX 63-7346
8	医療法人 西間木医院	通所介護事業所 菜の花デイサービス	〒962-0813 和田字弥六内 362-2	平成 16. 1. 1	63-7665 FAX 72-1765
9	医療法人 山田クリニック	やまだ デイサービスセンター	〒962-0051 越久字三斗内 75-4	平成 16. 4. 1	63-1256 FAX 63-1263
10	NPO法人 豊心会	つくしデイサービス	〒962-0822 東作 22-1	平成 16. 9. 1	73-1233 FAX 73-1236
11	医療法人社団 三成会	南東北春日デイサービス	〒962-0817 南上町 123-1	平成 16. 9. 1	94-2348 FAX 94-2357
12	社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会	須賀川市いわせ デイサービスセンター	〒962-0315 畑田字諏訪入 56	平成 17. 4. 1	66-1577 FAX 66-1589
13	社会福祉法人 愛親福祉会	ゆう遊館 デイサービスセンター	〒962-0403 滑川字関ノ上 26-4	平成 17. 10. 1	63-2616 FAX 63-2617
14	株式会社 想健	いにしえデイサービス	〒962-0007 下宿町 98	平成 19. 11. 1	63-7432 FAX 63-7415
15	社会福祉法人 いわせ長寿会	デイサービス いわせ長寿苑	〒962-0311 矢沢字明池 158	平成 20. 10. 1	65-2448 FAX 65-3290
16	NPO法人 豊心会	つくしデイサービス歩	〒962-0822 東作 17-3	平成 20. 4. 1	63-9350 FAX 63-9360



番号	法人名	施設名	所在地	開設年月日	電話・FAX
17	株式会社ツクイ	ツクイ須賀川	〒962-0859 塚田 89	令和 2.10.1	63-7709 FAX 63-7710
18	合同会社カーム	しあわせ本舗	〒962-0812 浜尾字前田 115-1	平成 22.1.3	94-8130 FAX 94-8240
19	合資会社 ナチュラル・ワークス	レッツ倶楽部須賀川	〒962-0833 馬町 72-1	平成 25.2.1	94-2278 FAX 94-2378
20	NPO法人 豊心会	つくしデイサービス紡	〒962-0727 小作田字荒町台 17	平成 25.4.1	94-2327 FAX 94-2328
21	有限会社パブリック	デイサービスセンター 野の花	〒962-0847 諏訪町 9	平成 25.5.1	94-5375 FAX 94-5385
22	株式会社 LasiQ	だんらん	〒962-0848 弘法坦 24-1	平成 25.8.1	94-4650 FAX 94-4651
23	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター西川	〒962-0055 新町 111	平成 26.2.1	63-7553 FAX 73-1017
24	株式会社 K・O・B	茶話本舗デイサービス 須賀川	〒962-0001 森宿字鍛冶山 8-5	平成 26.5.1	94-7555 FAX 94-7556
25	株式会社クローバー	デイサービスクローバー	〒962-0011 坂の上町 1-1	平成 26.6.1	94-4383 FAX 94-4384
26	株式会社アピックス	アピックスたてとりまち デイサービス	〒962-0021 館取町 158	平成 27.3.1	94-7760 FAX 94-7761
27	株式会社住専ノザキ	デイサービスセンター えがお	〒962-0814 前田川字宮の前 166-145	平成 28.12.1	94-6330 FAX 94-6331
28	社会福祉法人福寿会	「やすらぎの里」 デイサービスセンター	〒962-0203 長沼字北延命寺 3-6	平成 29.11.1	94-2963 FAX 94-2964
29	株式会社 善用堂メディカルケア	リハ&スパ須賀川 デイサービス	〒962-0014 西川町 43-2	令和 4.4.1	94-5988 FAX 94-5989

#### (4) 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行っている施設です。

令和5年4月1日現在

番号	運営主体	施設名	所在地	開設年月日	電話・FAX
1	社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会	須賀川中央地域 包括支援センター	〒962-8601 八幡町 135	平成 18. 4. 1	88-8215 FAX 88-8212
2	公立岩瀬病院企業団	須賀川西部地域 包括支援センター	〒962-0857 長祿町 1	平成 18. 4. 1	75-3222 FAX 75-5029
3	社会福祉法人 うつみね福祉会	須賀川東部地域 包括支援センター	〒962-0727 小作田字仲田 23-1	平成 18. 4. 1	79-1551 FAX 89-1180
4	社会福祉法人 岩瀬福祉会	須賀川長沼・岩瀬地域 包括支援センター	〒962-0201 志茂字末津久保 1-2	平成 18. 4. 1	67-3113 FAX 67-3134

#### (5) グループホーム

認知症の状態にある方が、共同生活をしながら介護を受けられる小規模の施設です。

令和5年4月1日現在

番号	法人名	施設名	所在地	開設年月日	電話・FAX
1	NPO法人 豊心会	グループホーム すずらん	〒962-0822 東作 22-8	平成 14. 4. 1	73-5678 FAX 73-5677
2	社会福祉法人 篤心会	エルピスホーム	〒962-0813 和田字沓掛 48-1	平成 14.10. 1	76-6660 FAX 76-6655
3	NPO法人 豊心会	グループホーム すずらん日向	〒962-0015 日向町 17	平成 16. 8. 1	73-3303 FAX 73-3364
4	株式会社 想健	グループホーム いにしえ	〒962-0007 下宿町 83	平成 17. 4. 1	63-7414 FAX 63-7415
5	株式会社 リビング プラットフォーム ケア	グループホーム 楓の郷	〒962-0016 西田町 9-3	平成 17.12. 1	72-4818 (FAX 同)
6	NPO法人 豊心会	グループホーム すずらん紡	〒962-0727 小作田字荒町台 17	平成 24. 4. 1	94-2930 FAX 79-2935
7	三菱電機ライフ サービス株式会社	須賀川ケアハートガーデン グループホームやまゆり	〒962-0122 木之崎字西田 11	平成 27. 4. 1	68-1181 FAX 68-1183
8	NPO法人 豊心会	グループホーム すずらん あかり	〒962-0015 森宿字横見根 66-7	平成 30. 4. 1	94-6607 FAX 94-6608

### (6) 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に訪問系のサービスや宿泊のサービスを組み合わせて提供する登録制の施設です。

令和5年4月1日現在

番号	法人名	施設名	所在地	開設年月日	電話・FAX
1	社会福祉法人 篤心会	エルピス大東	〒962-0721 雨田字前中山 78-5	平成 19. 12. 10	79-1030 FAX 79-1040
2	三菱電機ライフ サービス株式会社	須賀川ケアハートガーデン 小規模多機能ホームやまゆり	〒962-0122 木之崎字西田 11	平成 27. 4. 1	68-1182 FAX 68-1183
3	株式会社住専ノザ キ	小規模多機能型居 宅介護施設千歳	〒962-0823 花岡 33-15	令和 2. 5. 1	94-6215 FAX 94-6216

### (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

介護を必要とする高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護のサービスを組み合わせて提供する施設です。

令和5年4月1日現在

番号	法人名	施設名	所在地	開設年月日	電話・FAX
1	株式会社 クローバー	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護 事業所 ひかり	〒962-0012 陣場町 108	平成 29. 9. 1	94-4381 FAX 94-4384
2	ワンランド株式会社	ワンランド定期巡 回須賀川	〒962-0001 森宿字安積田 211 番地 2	令和 元. 10. 1	94-5590 FAX 94-5581

須賀川市の福祉 ～令和5年度版～

発行：令和5年9月発行

発行編集：須賀川市市民福祉部 社会福祉課 TEL 88-8111

長寿福祉課 TEL 88-8116

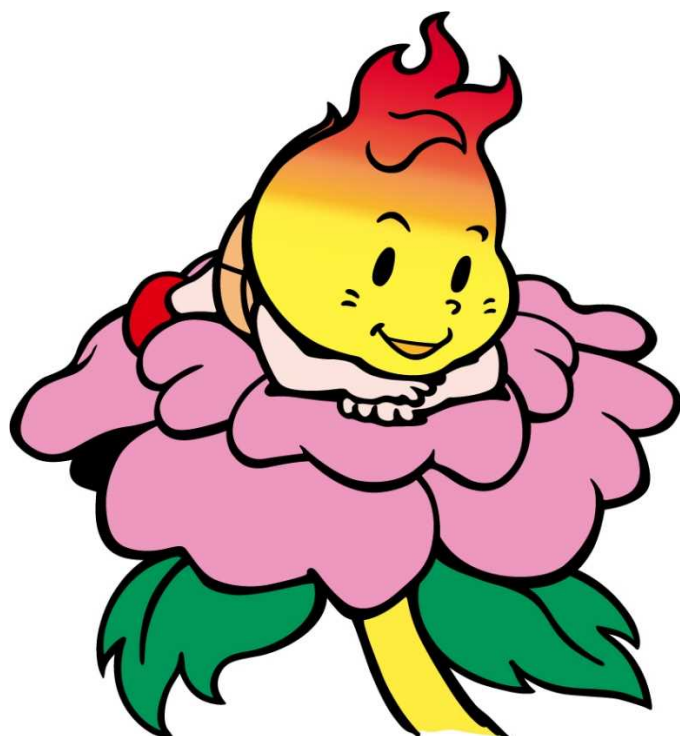
保険年金課 TEL 88-9137

教育委員会事務局 こども課 TEL 88-8114

代表：須賀川市市民福祉部社会福祉課福祉総務係

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地

TEL (0248) 88-8111 FAX (0248) 88-8119



須賀川市マスコットキャラクター

**ボータン**